

本方針として有効である。環境省では、第7次国家経済社会5ヵ年計画がスタートするのに合わせて、数値目標等を一部修正するとともに、地球環境問題への対応を追加した。

「国家環境政策」は、開発と環境を両立させつつ、社会の健全な発展を模索したもので、具体的には国家の環境政策の枠組みを示し、環境問題解決のための適切な方策、特に社会開発と環境の調整の方策を提示している。「国家環境政策」の骨子は次の通りである。

- 1) 事後対策は、事前対策よりも大幅に高くつくことに鑑み、自然環境及び天然資源の破壊を未然に防止する予見的施策に重点をおく。
- 2) 社会経済の発展と環境のバランスを保つ。
- 3) 開発計画の環境への影響を最小にするため、計画の初期の段階から建設、操業に至るまで監視等を行う。
- 4) 環境政策の調整及び効率的な施工を実現するために、国及び地方公共団体の環境関連機関の権限及び機能を明確にする。
- 5) 環境教育、広報活動も含め、あらゆる分野の環境保全に関する活動、調査、研究を促進するための指針を策定する。

4-3-4 環境保護区域の指定

新しい国家環境保全法では、環境保全区域を指定し、保護区域内の管理は国家環境委員会が作成した環境管理計画と関連する法律によって運営される。現在まで、環境保護区域は、パタヤ、プーケット、ピーピーアイランド、ハジャイ、ソクラ5区域が指定されている。これらの指定区域には、次にあげる規制がある。

- 1) 自然保護及び、生態系もしくは、景観への影響を最小限にするため土地利用に対する規制が行なわれる。
- 2) その区域の自然の生態系に変化をもたらしたり、景観に及ぼすことが懸念される活動を禁止する規制を行う。
- 3) 公共団体及び民間が、その地域でプロジェクトを行なおうとするときは、環境影響評価報告書を提出するとともに、プロジェクトの種類と規模に規制が加えられる。
- 4) 自然環境（生態系も含む）及び景観の保護のために、行政体は、その地域専用の管理方法を規定できる権限を有している。
- 5) その他、その地域に適した保護措置を規定できる。

4-4 環境法令及び規制

4-4-1 環境関連法令

環境保全のための法的な取り組みが行われたのは、1975年に国家環境保全法が制定されたことに起因する。この法律はタイで初めての環境保全法である。この法律によって、副首相

を委員長として関係大臣等を構成員とする国家環境委員会が設置され、政府内で環境政策の調整が行われることとなった。また、1975年に環境行政機関として国家環境委員会事務局が設立され、環境基準の設定、環境アセスメント制度の導入が図られている。しかし、この法律は環境保全全般を体系化する基本法ではなく、環境保全面での一要素の付加に留まっているため、最近の環境問題の深刻化に十分対応できているとはいえない。特に国家環境委員会事務局は、計画調整を主務としており、環境施策の実施は各省庁に委ねられているため、必ずしも実効は上がっていない。

このため、国家環境委員会事務局の権限を強化するために、1992年6月国家環境保全法の見直しを行い、国家環境委員会の格上げ（閣議レベル）と科学技術エネルギー省が科学技術環境省に改められた。

しかし、科学技術環境省と他省庁との関係に基本的な変更がないため、権限の強化が図られるのはまだ先のことになろう。表4-4-1に環境関連法を示した。

表4-4-1 環境関連法一覧

環 境 関 連 法		制定
国家環境保全法	Improvement and Conservation of National Environmental Quality Act	1975
国家環境保全法 (改正)	Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act	1992
公衆衛生法	Public Health Act	1941
清掃法	Public Cleansing and Orderlines Act	1960
工場法	Factories Act	1992
自動車法	Automobiles Act	1930
農地利用計画法	Agricultural Land Use Planning Act	1975
かんがい法	Royal Thai Irrigation Act	1975
土地開発法	Land Development Act	1983
都市計画法	City Planning Act	1975
工業地域法	Industrial Estate Act	1979
有害物質法	Toxic Substance Act	1967
肥料法	Fertilizer Act	1975
食物法	Foods Act	1979
消費者保護法	Consumer Protection Act	1979
国立公園法	National Park Act	1961
国家森林保護法	National Forest Reserves Act	1964
森林法	Forest Act	1984
野生生物保留・保護法	Wild Animals Reservation and Protection Act	1960
鉱物法	Minerals Act	1967
地下水法	Groundwater Act	1977
漁業法	Fisherise Act	1947

4-4-3 基準

(1) 規制基準

規制基準は工場排水、工場排ガス、自動車排ガス、自動車騒音と、船舶騒音及び作業場での騒音基準について設定されている。工場排水基準は1970年に工業省から告示されている。基準値は表4-4-2に示すように、生活環境項目から重金属までの26項目について設定され、工場法で定義する工場（現在約9万）に適用される。

1部の項目については、業種ごとに基準値が異なっている。工場排ガス基準は、1971年に設定された黒煙の基準のみであるが、現在表4-4-3のような基準を設定すべく政府内部で調整中である。

自動車排ガス基準は環境省、警察局および陸運局が、表4-4-4に示す基準をそれぞれ1980年、1984年および1982年に設定している。自動車騒音の基準も同様の3機関で、表4-4-5のように設定され、船舶騒音基準は港湾局が1984年に設定している。さらに表4-4-6のように作業場での騒音基準については、内務省で設定されている。表4-4-7、表4-4-8に参考として日本の排水基準をのせているが、この表と比較した範囲では、BODは日本の工場排水基準より、タイの方が厳しい目標値を示している。しかし、日本は地域ごとの公害防止協定により、実際にはタイよりも厳しい内容になっている。

(2) 環境基準

環境基準は水質および大気について設定されている。水質環境基準のうち、地表水に係る基準は1985年に国家環境委員会で承認されたもので、表4-4-9に示すように有機汚濁物質、有害化学物質等28項目について設定され、水域の利水目的別に5段階の基準を設け、水域ごとにあてはまるようになっている。現在チャオプア川下流部で適用されている。

海水の環境基準は1983年に環境省より告示されており、現在タイ南部のリゾート地プーケット湾に適用されている。沿岸水の水質基準についても1989年に国家環境委員会により設定されている。

一方、大気環境基準は1981年に告示されている。基準値は表4-4-10に示すように一酸化炭素等の6項目について設定されている。

表4-4-2 工場排水基準

汚染物質	単位	基準値	(注)
BOD (5days,at 20°C)	mg/ℓ	20~60	海産物かん詰め製造業 Max.100 でん粉工場 遠心分離 Max.60 沈 殿 Max.100 めん類工場 Max.100 製革工場 Max.100 パルプ工場 Max.100 冷凍食品工場
浮遊物 (SS)	mg/ℓ	用水/排水の比による 基準値 比率 (倍) 30 8~150 60 151~300 150 301~500	塩分 2,000mg/ℓ 以上の水 に放流の場合は水域の DS + 5,000
溶存物 (DS)	mg/ℓ	2,000~5,000	
pH	-	5~9	
Permanganate value	mg/ℓ	Max. 60	
硫化物	"	Max. 1.0	
シアン化物	"	Max. 0.2	
タール	"	検出されないこと	
油とグリース	"	Max. 5.0	石油精製所、潤滑油工場 Max. 15.0
ホルムアルデヒド	"	Max 1.0	
フェノール、クレゾール	"	Max. 1.0	
Free Chlorine	"	Max. 1.0	
殺虫剤	"	検出されないこと	
放射能	becquerel/ℓ	検出されないこと	
貴金属			
Zn	mg/ℓ	Max. 5.0	亜鉛工場 Max. 3.0
Cr	"	Max. 0.5	亜鉛工場 Max. 0.2
As	"	Max. 0.25	
Cu	"	Max. 1.0	
Hg	"	Max. 0.005	亜鉛工場 Max. 0.002
Cd	"	Max. 0.03	亜鉛工場 Max.0.1
Ba	"	Max. 1.0	
Se	"	Max. 0.02	
Pb	"	Max. 0.2	
Ni	"	Max. 0.2	亜鉛工場 Max. 0.2
Mu	"	Max. 5.0	
Ag	"	-	亜鉛工場 Max. 0.02

出典： Ministry of Industry 1970年

表4-4-3 工場排ガス基準

項目	単位	基準値	適用対象施設
粒子状物質	mg/N m ³	300	重油使用の炉およびボイラー 石炭使用の炉およびボイラー 鉄鋼,セメント,カーバイド,砕石 (5万t/年以上) その他
		500	
		400	
		500	
黒煙	%	40	炉およびボイラー
アルミニウム	mg/N m ³		炉および熔融炉
粉じん		300	
Al		50	
アルコール	lb/min	0.05	全施設
アルデヒド	lb/min	0.05	全施設
アンモニア	ppm	25	ガスプラント
アンチモン	mg/N m ³	25	全施設
芳香族	lb/min	0.05	全施設
アスベスト	mg/N m ³	27	全施設
ヒ素	mg/N m ³	20	全施設
ベリリウム	mg/N m ³	10	全施設
カルボネル	ppm	25	ごみ焼却炉
塩素	mg/N m ³	20	全施設
エチレン	lb/min	0.03	製造または使用施設
エステル	lb/min	0.05	全施設
フッ素	lb/t	0.3	全施設
塩化水素	mg/N m ³	200	全施設
塩化フッ素	mg/N m ³	10	全施設
硫化水素	ppm	100	全施設
カドミウム	mg/N m ³	1.0	全施設
銅	mg/N m ³		全施設
粉じん		100	
Cu		20	
鉛	mg/N m ³		全施設
粉じん		100	
Pb		30	
水銀	mg/N m ³	0.1	全施設
CO	mg/N m ³	1,000	全施設
SO ₂	ppm	500	硫酸製造施設
		400	その他施設でバンコクおよび周辺に立地
		700	その他施設で上記地域以外に立地
NOx	mg/N m ³	1,000	燃焼施設
		2,000	硝酸製造等施設
硝酸	mg/N m ³	70	全施設
有機物	lb/min	0.01	全施設
リン酸	mg/N m ³	3	全施設
SO ₃	mg/N m ³	35	全施設
硫酸	mg/N m ³	35	全施設

(注) 1.* : 五硫化リン1t当たり, 2.** : 硫酸として3.1b = ポンド (0.4536kg)

出典: Ministry of Industry

表4-4-4 自動車排ガス基準

機関	項目	基準値 (%)	測定法	測定条件	備考
環境省	黒煙	40	Bosch	無負荷で最大回転数の3/4	2回の測定で大きい値
	黒煙	52	Hartrige	最大負荷で最大回転数の60	2回の測定の平均値
	CO	6	非分散赤外分析	アイドリング時	2回の測定の平均値
警察局	黒煙	40	スモークメータ		
陸運局	(----- 環境省基準と同じ -----)				

出典: The Police Department, Department to Land Transport 1984年

表4-4-5 自動車騒音基準

機関	対象車種	基準値および測定条件	備考
1) 環境省	全車種	1. マフラーから7.5mの地点で85dB以下または0.5mの地点で100dB以下 2. 2回の測定の大きい値を採用 3. 自動車を静止させ、次のエンジン状態で測定 a) ディーゼル車 最大出力 b) ガソリン車 無負荷、最大出力の3/4 c) オートバイ - 最大出力5,000rpmを越える時 最大出力の1/2 - 最大出力5,000rpm以下 最大出力の3/4	試験場、機器等は別に定められている
2) 警察局	警察局所管の自動車	自動車を静止させ、通常のエンジン状態でマフラーから7.5mの地点で85dB以下または0.5mの地点で100dB以下	試験場、機器等未定
3) 陸運局	陸運局所管の自動車	環境省基準に同じ	環境省に準ずる

出典: Ministry of Science Technology and Environment
 : The Police Department
 : Department of Land Transport 1984年

表4-4-6 作業場での騒音基準

騒音レベル (dBA)	ばく露時間 (時間/日)	(注)
91	7時間以上	必要な場合は耳栓、イヤーマフを使用
90		
80	8時間以上許容できない	
104		

出典: Ministry of Interior

表4-4-7 日本の工場における有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物	Cd	0.1mg/ℓ
シアン化合物	CN	1mg/ℓ
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る） parathion, methyl parathion, demeton - methyl		1mg/ℓ
鉛及びその化合物	Pb	1mg/ℓ
六価クロム化合物	Cr	0.5mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	As	0.5mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	Hg	0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物 (alkylmercuric compound)		検出されないこと
PCB	PCB	0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン (trichloroethylene)		0.3mg/ℓ
テトラクロロエチレン (tetrachloroethylene)	TEC	0.1mg/ℓ

備 考

1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

法令：水質汚濁防止法（昭和45年法令第138号）第3条

出典：「平成4年版 環境六法」環境庁環境法令研究会

表4-4-8 日本の工場における生活環境に係る排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)	海域に排出されるもの5.0以上9.0以下、それ以外の公共水域に排出される場合5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
浮遊物質 (suspended solid)	200mg/ℓ (日間平均150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量) (normal - hexane)	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油類含有量) (normal - hexane)	30mg/ℓ
フェノール類含有量 (phenol)	5mg/ℓ
銅含有量 (Cu)	3mg/ℓ
亜鉛含有量 (Zn)	5mg/ℓ
溶解性鉄含有量 (Fe) dissolved iron	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量 (Mn) dissolved manganese	10mg/ℓ
クロム含有量 (Cr)	2mg/ℓ
珪素含有量 (F)	15mg/ℓ
大腸菌群数 (coliform group bacteria)	日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量 (N)	120mg/ℓ (日間平均60mg/ℓ)
磷含有量 (P)	16mg/ℓ (日間平均8mg/ℓ)

備 考

1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、一日当りの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場または事業場に係る排水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む）に属する工場または事業場に係る排水については適用しない。

法令：水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条

出典：「平成4年版 環境六法」環境庁環境法令研究会

表4-4-9 地表水水質基準

パラメーター	単位	総計料	水の用途別基準値				
			1	2	3	4	5
温度	°C	-	n	n	n	n	-
pH	-	-	n	5~9	5~9	5~9	-
DO	mg/ℓ	(%) P20	n	6	4	2	-
BOD (5days,20°C)	"	P80	n	1.5	2.0	4.0	-
Coliform bacteria							
大腸菌総数	MPN/100mℓ	P80	-	5,000	20,000	-	-
ふん便性大腸菌	"	P80	-	1,000	4,000	-	-
NO ₃ -N	mg/ℓ	Max.allowance	n	← 5.0 →		-	-
NH ₃ -N	"	"	n	:	0.5	:	-
フェノール類	"	"	n	:	0.005	:	-
Cu	"	"	n	:	0.1	:	-
Ni	"	"	n	:	0.1	:	-
Mn	"	"	n	:	1.0	:	-
Zn	"	"	n	:	1.0	:	-
Cd	"	"	n	:	0.005	:	-
					0.05		
Cr (hexavalent)	"	"	n	:	0.05	:	-
Pb	"	"	n	:	0.05	:	-
Hg (total)	"	"	n	:	0.002	:	-
As	"	"	n	:	0.01	:	-
CN	"	"	n	:	0.005	:	-
Radioactivity							
Gross α	Becquerel/ℓ	"	n	:	0.1	:	-
Gross β	"	"	n	:	1.0	:	-
Pesticides (total)	mg/ℓ	"	n	:	0.05	:	-
DDT	μg/ℓ	"	n	:	1.0	:	-
α BHC	"	"	n	:	0.02	:	-
ディルドリン	"	"	n	-	0.1	:	-
アルドリン	"	"	n	:	0.1	:	-
ヘプタクロルとヘプタク	"	"	n	:	0.2	:	-
ロルエポキサイド	"	"	n	:		:	-
エンドリン	"	"	n	← none →			-

※ 水の用途別分類

1. 生態系保全が可能で、水質処理をしなくても使用できる
 2. 漁業、レクリエーション、水生生物の生存に適し、一般的処理のみ使用できる
 3. 農業用
 4. 工業その他の目的で、使用前に特別な水質処理が必要
 5. 船舶の航行、1~4以外の目的で使用
- n = 自然の状態
n = 自然な状態から3度以上変化しないとき
.: 水の硬度がCaCO₃で100mg/ℓ以下
...: 100mg/ℓ以上

出典: Ministry of Science, Technology and Environment 1985年

表4-4-10 大気質基準

汚染物質	1hr 平均	8hr 平均	24hr 平均	年平均	測定法
CO	50	20	-	-	非分散型赤外分析法
NO ₂	0.32	-	-	-	化学発光法
SO ₂	-	-	0.30	0.10	パラロザリニン法
SPM	-	-	0.33	0.10	重量法
O ₃	0.20	-	-	-	化学発光法
鉛	-	-	0.01	-	湿式灰化法

(注) 1.単位：mg/m³, 2.*：幾何平均

出典：Ministry of Science Technology and Environment 1981年

4-4-2 法令の問題点

環境法令の問題点として以下の事項があげられる。

- 1) 体系化されていない。
- 2) 重複がある。
- 3) 基準が統一されていない。
- 4) 原告の負担が大きすぎる。
- 5) 弱者の保護が不十分である。
- 6) 罰則が軽すぎる（今回の変更で、かなり厳しくなった）。

4-5 環境モニタリング体制

タイにおける環境モニタリング体制は、大気と水質が中心であり、しかもモニタリングヶ所が大気はバンコックなど都市部に、また水質は主要大河川に限られている。しかも、それぞれの省庁が目的に応じてモニタリングを行っており全国的な状況の把握など全体の取りまとめに欠けている。

4-5-1 大気汚染モニタリングの現況

大気汚染のモニタリングは、バンコックで1981年にサムトラカン工業地帯で、1989年に開始されている。測定局は12局で、この他に移動測定車2台で臨時測定が行われている。

測定の目的は、以下のとおりである。

- 1) バンコックおよびサムトラカンの大気汚染の変化を把握する。

- 2) 大気汚染の程度を評価して大気保全対策の基礎資料とする。
- 3) 環境基準の達成状況を判断する。

4-5-2 水質モニタリングの現況

水質汚濁のモニタリングは、チャオピア、ターチン、メクロン、バンパコンの4大河川と、ソククラ湖で年6回実施されている。物理、化学および生物学的な検査が約20項目について行われている。

測定の実目的は、以下のとおりである。

- 1) 水質変化を把握する。
- 2) 河川流域における効果的な水質管理計画の策定の基礎資料を得る。

特に水質モニタリングは、比較的早い時期から環境省、工業省、公衆衛生省等の政府機関および大学等で調査が実施されてきたにもかかわらず採水地点、採水方法、採水時期等の条件が調整されておらず、また、分析方法も実施機関ごとに異なり、分析技術も一部の技術者を除き不十分なため、得られたデータは相互の比較が困難で、しかも信頼性に欠けている。

さらに、測定項目については現在、おもに分析されているのはBOD、DO、SS、油分等の比較的容易に分析できる生活環境項目が中心で、環境基準に定めてある重金属、有害化学物質等については、高価な分析機器が必要なこと、高度の分析技術が要求されること等により、極めて希にしか測定分析は行われていない。

4-6 環境専門家の養成

環境問題は複雑かつ高度な判断と学際的な知識を必要とする分野であるため、環境問題を総合的に理解できる専門家を養成することは難しい。

大気、水質、騒音といった公害関係の技術にしても生物、地形地質、土壌のように自然環境分野の技術を総合的に理解できる専門家は、日本及び世界を見渡しても少数であろう。

環境専門家養成の対策については以下のことが考えられる。

4-6-1 環境研究研修センター (Environmental Research Training Center : E R T C) の活用強化

1991年11月に日本の無償援助により環境研究研修センターが設立された。当初は、科学技術環境省の中で大気、水質、騒音等のモニタリング分野の調査研究、専門家の養成(大気、水質、騒音、EIA等)を行うことになっていた。現状では、地方公務員や民間人に5日間コースの研修を行っているのみである。本センターは最新の化学分析機器を備え、タイ国内でも最も環境に関する教育設備が整っている教育研究機関である。したがって、タイでの環境専門家の養成は、これらの機材と施設を有効に利用することが最重要課題である。

4-6-2 人材の確保と教育

タイ経済が順調な経済状況のため、役所で人材を育て、これからの活躍を期待しても、民間へ優秀な人材が流れてしまい、業務を継続させることを困難にしている。公務員の給与が民間の給与の1/4~1/5の現状では安定して人材を確保することは大変難しい。早急に人事、採用、給与面の改善が必要となろう。

4-7 環境行政上の問題点

環境政策を実現するための行政の体制は、科学技術環境省が、環境政策の企画調整及び調査研究を担当し、産業等の環境汚染源に対する規制・指導等の、施策の実施は各分野で所掌している各省庁に委ねられている。例えば、工場の排水、排ガス等の規制は工業省、自動車、船舶等の排ガス、騒音規制は運輸通信省及び警察庁、農薬の残留対策は農業協同組合省で実施している。このように環境施策は、縦割りで実施されている。

これら施策の裏付けとなる環境基準、排出基準等の規制基準、環境アセスメント等は、国家環境保全法、工場法等を基に担当省庁で設定されており、不十分ながらも、大筋での枠組みはできている。

しかし、環境保全行政の歴史が浅く、科学技術環境省を始めとして関係省庁のこの分野での行政的、技術的な経験不足は、現行の環境保全制度の実施を大幅に制約すると共に、状況の変化に対応した新たな施策の展開を不可能にしている。特に、関係省庁に共通して必要な環境及び発生源の測定分析技術の欠如が最大の障害となった。このため、環境監視データの信頼性が低く、時には分析ミスのため無用の混乱も起っている。また、発生源の監視も、一部の項目に限られ排出規制が尻抜けになっている。

次に今回の改正法では、組織の整備、環境基金の設置、地方公共団体の役割など制度面では、進展がみられたが、公害防止施設の設置、適正な維持管理などの面では相当に遅れていると思われる。生活排水対策のための下水道インフラ整備など多額の財源を要するものから、個々の工場及び事業所の排煙対策、汚水処理対策まで、早急に総合的な対策を講じる必要がある。特に大手の企業が率先して公害対策の範を示すべきであろう。

環境の現状の監視は、水質については河川、湖沼、海域、また大気については都市、工場地帯など非常に広大な範囲をカバーしなければならないが、それには多くの機材、技術者が必要となり、現状では、十分な調査ができない状況にある。このため、地方公共団体における環境部の体制の整備を図るとともに民間コンサルタントの育成も急務と考える。

タイ国内では環境問題についての国民意識は相当高く、環境破壊には強い反応がみられる。また、セミナーなども数多く催され、啓蒙教育に努力しているが、多くの国民の理解を得られるような広報普及が必要であろう。今回の法改正においてNGOの参画が規定されたが、今後の活動が期待される。

5. 環境影響評価 (Environmental Impact Assessment: E I A) 制度

開発と環境保全の調整の重要な手段として環境影響評価制度がある。環境影響評価制度は、国家環境保全法により、1978年に導入されている。同法では、環境影響評価対象事業の告示を義務付け、第18条では環境影響評価の審査手続きを定め、また、審査のために必要な情報の提出を関係省庁に要請する権限を国家環境委員会に寄与している。

1992年6月、環境行政の強化を図るため、国家環境保全法が改正され、環境影響評価システムは、環境政策計画局の中の環境影響評価部 (Environmental Impact Assessment Division : E I A D) で審査されることになった。

5-1 環境影響評価の実施体制

(1) プロジェクト提案者

プロジェクト提案者は、環境影響評価の対象事業を実行しようとする政府機関、企業、民間事業者のことをいい、各プロジェクト提案者は、環境影響評価報告書を作成する責任がある。

(2) 認可機関 (対象事業を監督している政府省庁)

認可機関は、プロジェクト提案者により提出された環境影響評価報告書を環境政策計画局に再提出する。

(3) 環境影響評価報告書作成機関 (政府に登録されたコンサルタント会社及び教育機関)

現在、民間会社・大学を合わせ、30団体が登録されている。(資料編参照)

(4) 審査機関 (専門委員会)

環境影響評価報告書の審査は環境政策計画局で受理されたものを環境影響評価部で30日間審査し、専門委員会に送られる。専門委員会は、環境省の担当者、大学等学識経験者、NGOの代表、各関係省庁の担当者と、プロジェクト担当者によって組織され、環境影響評価報告書の審査を行う。審査の期間は45日以内である。専門委員会の構成メンバーは表5-1-1のとおりである。

表5-1-1 専門委員会構成メンバー

	人 数			
	ホテル	鉱 業	空港・港湾・高速道路	製造業
科学技術環境省	4	4	4	5
専門家	3	2	5	6
担当省庁	4	1	2	2
NGO	2	3	2	2
関係省庁	2	2	2	—
計	15	12	15	15

出典：Ministry of Science Technology and Environment

5-2 環境影響評価の対象事業

環境影響評価の対象事業は1992年に科学技術環境省から告示されている。(表5-2-1)

表5-2-1 環境影響評価対象事業

No	事業の内容	事業の規模
1	ダムまたは貯水池	貯水量1億m ³ 以上または貯水面積15k m ² 以上
2	かんがい	かんがい面積12,800ha以上
3	商用空港	全て
4	商用港湾	500t - gross以上
5	大量輸送システムおよび高速道路	全て
6	以下の地域を通る幹線道路法で規定された幹線道路および一般道路 ・野生生物の保護区域 ・国立公園 ・分水嶺のあるところ ・国有林と同じ程度のマングローブ林 ・最大にすばらしい海の沿岸から50m以内	幹線道路・拡張道路は全て
7	沿岸の埋立て、干拓	全て
8	鉱業法に規定する鉱業	全て
9	火力発電所	1万kw以上
10	ホテルまたはリゾート施設 ・川・海・湖の付近、または国立公園、史跡公園の近くなど環境上配慮が必要な所に立地するもの	80室以上
11	ビルの建設 ・川・海・湖の付近、または国立公園、史跡公園の近くなど環境上配慮が必要な所に立地するもの	23m以上のビルでフロア面積10,000 m ² 以上のもの
12	コンドミニアム法に規定された住宅用コンドミニアム	80個以上
13	営利目的の住宅用土地	500区画以上および全区画が16ha以上
14	病院および看護用の家および医療サービス ・㊸ 川・海・湖の近くなど、環境上配慮が必要な所に立地するもの ・㊹ ㊸以外の所	・㊸ 入院患者用ベットが30ベット以上 ・㊹ 入院患者用ベットが60ベット以上
15	工業用地公社法に規定する工業団地	全て
16	工業 ・石油化学工業 ・石油精製 ・天然ガス分離または処理 ・クロロアルカリ工場 ・鉄鋼業 ・セメント工場 ・鉄以外の精錬 ・パルプ工場 ・殺虫剤等有害物質を生産する工場 ・化学肥料を生産する工場	石油精製または、天然ガス分離の過程で必要な原料が100t/日以上 全て 全て 生産能力100t/日以上 鉄鉱石または鉄クズを原料として100t/日以上生産または炉の能力5t/回以上 全て 50t/日以上 50t/日以上 全て 全て

出典：Ministry of Science Technology and Environment

5-3 環境影響評価の手続き

環境影響評価の手続きは以下のようになっている（図5-3-1を参照）。

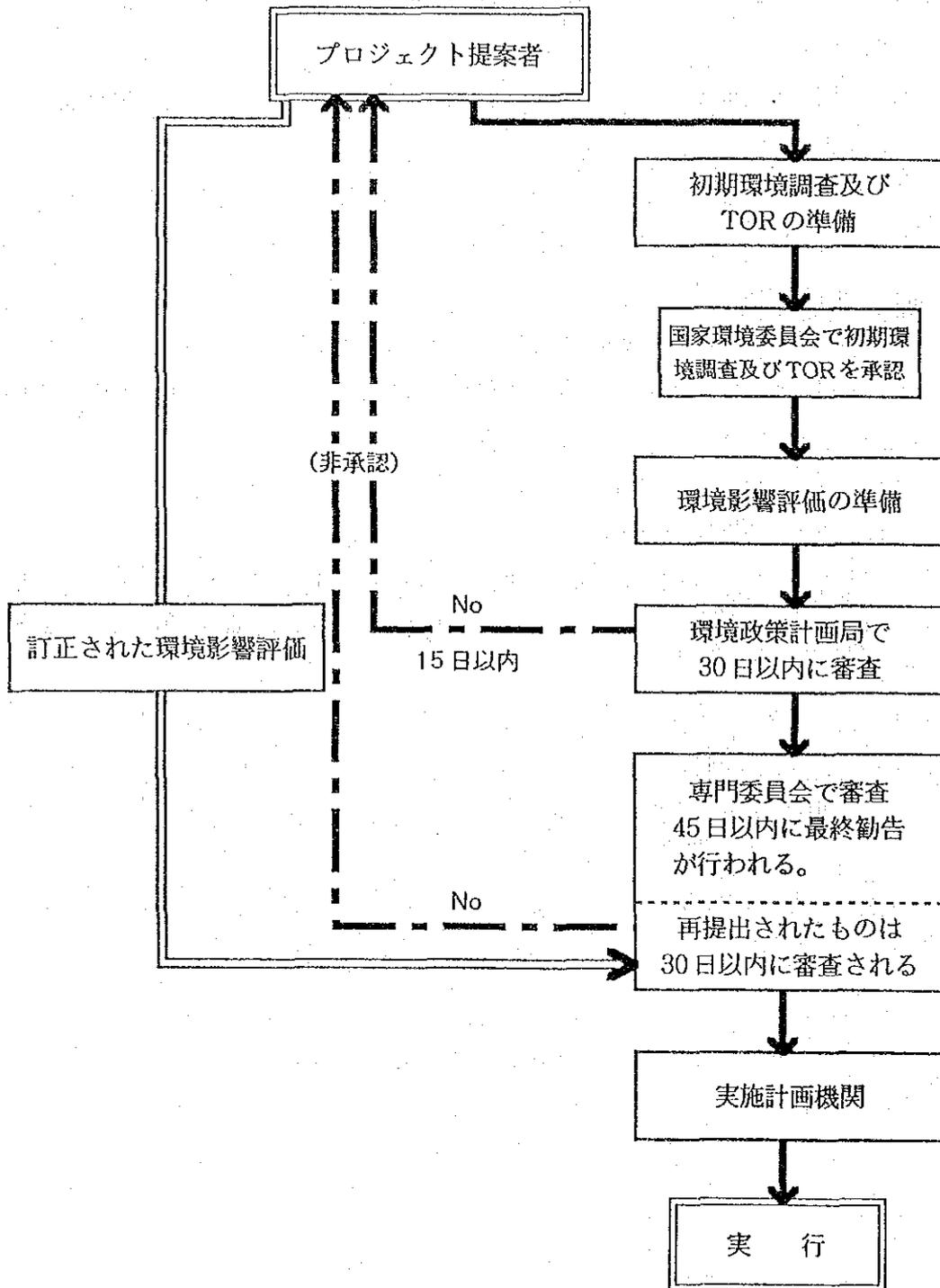
- 1) プロジェクト提案者は、関係省庁にプロジェクトの実施について資料を提出するとともに説明をする。
- 2) 認可機関（対象事業を監督している政府省庁）は、プロジェクトを実施するかどうかを検討する。
- 3) プロジェクト実施の必要が認められれば、事業可能性調査の時点でTOR（Terms of Reference）及び初期環境調査（Initial Environmental Examination：IEE）報告書を国家環境委員会に提出する。
- 4) 国家環境委員会は環境影響評価が必要かどうかの検討を行う。
- 5) 国家環境委員会は、当該プロジェクトが環境影響評価を必要とした場合は環境省より認可機関にその旨を通知し、官報で公布する。
- 6) 認可機関（対象事業を監督している政府省庁）は環境影響評価報告書をプロジェクト提案者に作成させ環境政策計画局に提出する。
- 7) 環境政策計画局は、提出された環境影響評価報告書を環境影響評価部で審査し、書類、資料、内容に不備等が認められたときは、報告書提出日より15日以内に、申請者にその旨通知する。

報告者が正当であると認められたときは、報告書提出の日から30日以内に基本見解をまとめた意見書を添付して専門委員会に送られる。
- 8) 専門委員会は45日間で審査を終了しなければならない。終了できなかったときは、承認したものとみなされると規定されている。

専門委員会が承認しなかったときは、申請者は指摘事項を改善して、再度提出する。
- 9) 再提出した報告書は、提出日より30日以内に専門委員会によって審査される。

30日以内に審査が終了しないときは、承認されたものとして申請者に通知される。
- 10) 再提出された環境影響評価報告書が専門委員会に拒否されたときは、法文上は明定されていないが、承認されるまでこの手続きを繰り返すように運用されている。

図5-3-1 環境影響評価承認までのフロー



出典：MSTE

5-3-1 環境影響評価の審査状況

環境影響評価の審査状況を下記の表に示す。審査の結果を見るかぎりではタイにおける環境影響評価のシステムは、順調に運用されているといえる。

表5-3-1 環境影響評価の審査状況

部門 Category	申請 No. of application		審査 No. of examinations		承認 Accepted		非承認 Not Accepted	
	~1992	in 1992	~1992	in 1992	~1992	in 1992	~1992	in 1992
ホテル Hotel	149	20	149	20	126	19	23	1
鉱業 Mining	2,006	268	2,006	268	1,685	108	321	160
港湾 Seaport	343	27	343	27	370	21	-	-
空港 Airport	15	5	15	5	19	5	1	-
高速道路 High/Expressway	3	1	3	1	3	-	1	-
製造業 Manufacturaing Ind.	231	56	231	56	119	37	112	19
合計 Totals	2,747	377	2,747	377	2,322	190	458	180

出典：Ministry of Science, Technology and Environment

5-3-2 環境影響評価審査の非承認理由

環境影響評価審査の非承認の理由を下記に述べる。

- 1) コンサルタントが原因の場合はタイ政府に登録されていないためと報告書のレベルの問題が挙げられる。
- 2) 報告書の内容については、調査項目と調査の質の問題がある。
- 3) 事業計画の場合は、環境に配慮された事業計画になっていないためである。

表5-3-2 環境影響評価の非承認理由の一覧表

部門 Category	コンサルタント Consultant		報告書の内容 Reporting Items		事業計画 Plan		その他 Others	
	~1992	in 1992	~1992	in 1992	~1992	in 1992	~1992	in 1992
ホテル Hotel	-	-	22	1	-	-	1	-
鉱業 Mining		5	300	140	21	10	-	
港湾 Seaport								6
空港 Airport			1		1			
高速道路 High/Expressway								
製造業 Manufacturaing Ind.	1	-	111	19	-	-	-	
合計 Totals	1	5	434	160	22	10	1	6

出典：Ministry of Science, Technology and Environment

5-4 関係ガイドライン

環境影響評価作成のための関係ガイドラインを以下に示す。

1) 環境影響評価報告書を作成するための一般ガイドライン

一般ガイドラインは、すべての環境影響評価報告書に適用される。

2) 特定の内容を含んだプロジェクトのための補足ガイドライン

補足ガイドラインは、特定タイプのプロジェクトに適用される付加情報を提供し、一般ガイドラインを補足するものである。

3) 初期環境調査作成のためのガイドライン

初期環境調査の目的は、開発計画が環境に及ぼす影響の可能性を知るために、事前に得られる限られた情報に基づき検討を行い、その後、徹底的な環境影響評価が必要かどうかを決定するためのものである。

4) 環境影響評価報告書を作成するためのTORの準備に関するガイドライン

以上の4つのガイドラインは、いずれも試験的なもので、今後経験を積むことによって改定される可能性が高い。

ガイドラインが目標としているものは、プロジェクト提案者が予算と時間の制限内で開発に適合した環境影響評価報告書を作成できるようにすることである。

また、ガイドラインを基本に作成された環境影響評価報告書が、タイにおいて環境保護に配慮された内容になることを望んでいる。

しかし現状では、環境影響評価報告書を審査する環境政策計画局スタッフの人員不足と経験不足により、環境影響評価報告書の内容について充分審査及び検討がなされていない状況である。

5-4-1 環境影響評価報告書を作成するための一般ガイドラインの内容

環境影響評価報告書の主要な内容は下記のとおりである。

(1) 序文

- 1) 報告書の目的
- 2) 調査範囲
- 3) 採用した特殊技術及び方法を提示する。

(2) プロジェクトの説明

- 1) プロジェクトの種類
- 2) プロジェクトの必要性
- 3) 所在場所（位置図、明確な所在場所、プロジェクト用地のレイアウト）
- 4) 事業の規模
- 5) 使用機材

(3) 環境の説明（既存資源について簡潔かつ明瞭に説明できる情報を十分提供する）

- 1) 自然資源（水、大気、土地）
- 2) 生態学的資源（水生生物、陸生生物）
- 3) 人間の利用価値（土地利用、基幹施設など）
- 4) 生活の質的価値（社会・経済、レクリエーションなど）

(4) 環境影響予測及び保全計画

環境影響予測及び保全計画は下記事項を含める。

- 1) プロジェクトが各環境資源に影響を及ぼすと予測される項目ごとに評価する。
- 2) プロジェクトの起因によって重要なマイナス影響が生ずると予測されたときは、緩和措置を提案する。
- 3) プロジェクトが環境の潜在的利用を縮小しない範囲を確認する。
- 4) プロジェクトの建設中にもたらされる一時的影響についても、改善措置を提案する。

(5) 代替案の検討

プロジェクトが環境資源に重大な損失をもたらす結果となる場合は、環境影響評価報告書は、代替プロジェクト及び環境資源に影響の少ない技術的アプローチの検討を含める必要がある。

(6) 監視

プロジェクトが承認されたのち、実施段階での接続可能な監視プログラムをプロジェクト提案者によって立案・説明をする必要がある。

(7) 要約と最終結果

5-4-2 補足ガイドラインの内容

これは、一般ガイドラインに加えて、補足的なガイドラインであり、17の具体的なプロジェクトに適用できる。

- 1) 農工業
- 2) 沿岸地域の開発
- 3) ダムと貯水池
- 4) 浚渫と埋立て
- 5) 一般道路
- 6) 住宅案
- 7) 定住
- 8) 工業地域
- 9) 産業
- 10) 公共機関

- 11) 採鉱
- 12) 原子力
- 13) 沖合いでの採掘
- 14) 石油のパイプライン
- 15) 港と湾
- 16) 急速な計画の移り変わり
- 17) 火力発電

5-4-3 初期環境調査ガイドラインの内容

初期環境調査は環境影響評価への最初のアプローチである。初期環境調査は、限られた予算で実行された計画が環境に与える影響を調査することである。

主な目的は、再度の環境影響評価が必要なのかを決定することであり、初期環境調査に含まれる範囲は一般ガイドライン・補足ガイドライン両方に与えられており、どのような規模の計画案にも適用可能である。（例：ダムや貯水池、港や公道の計画）

初期環境調査ガイドラインの内容は下記のようにになっている。

- 1) 序文
- 2) 初期環境調査の定義
- 3) 初期環境調査の調査範囲
- 4) 必要とされる作業規模
- 5) 初期環境調査報告書の内容
 - a) 提案される計画を述べる
 - b) 考えられる環境的な影響を論ずる
 - c) 主要な評価の表を作成する
 - d) 結論
- 6) 補足案

5-4-4 TORの準備に関するガイドラインの内容

環境影響評価が提案された計画に関してTORの準備を行い、各種団体に対しても公布できるようにする。TORの内容は以下のとおりである。

- 1) 序文
 - a) TORの目的
 - b) 環境影響評価の報告準備に対する責任
- 2) 環境影響評価の概要
- 3) 背景となる情報

- a) 具体的な背景研究と報告
 - b) 一般的な背景研究と報告
 - 4) 具体的な環境影響評価の概要
 - a) 具体的な環境に及ぼす影響
 - b) 正しい測定方法
 - c) モニターチェック
 - d) 環境影響評価研究案
 - 作業案
 - 研究計画
 - 検討会議
 - 環境影響評価報告書作成
 - 研究チーム
 - 5) 報告書提出期限
 - 6) 予算
 - 7) 外部の補助
 - 8) 追加情報
 - 9) その他
 - a) 環境影響評価準備のための一般ガイドライン
 - b) 環境影響評価準備のための補足ガイドライン
- 調査項目一覧は表5-4-1~2に示す。

表5-4-1 調査項目一覧表（プロジェクトの種類別）

プロジェクトの種類 調査項目	工場立地	ホテル	ビーチおよびリゾート	ダムおよび貯水池	配水システム	ショッピングセンター	港	火力発電	農産加工工業	幹線道路	製糖工場	石油精製	鉱業	林業
景観	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	
農業	●			●					●	●	●			●
大気質	●		●	●		●		●		●	●	●		●
水生生物	●		●	●			●	●			●	●	●	●
考古学				●						●			●	
文化				●						●				
漁業	●		●	●			●	●		●	●	●	●	●
洪水調整/排水				●			●			●				●
森林/分水嶺				●	●				●	●			●	●
地質学/地震学				●	●					●			●	
陸水	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●
産業の発達	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地利用	●	●	●	●		●	●	●		●		●	●	
鉱物資源	●							●					●	
航海法	●			●			●					●		
公衆衛生			●	●	●								●	
安全一般	●		●	●						●			●	
レクリエーション地		●	●	●	●	●				●				
居住計画				●						●				
流出土砂/侵食				●			●			●			●	●
社会経済	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土壌			●	●			●		●	●			●	●
表面水	●		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
陸上輸送	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●
水質	●		●	●	●		●	●			●	●	●	●
配水	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
陸生生物				●			●		●	●			●	●

● は必要な調査項目
資料：環境省 1979年

表5-4-2 調査項目一覧表（調査地域別）

調査地域の種類 調査項目	都市地域	海岸地域	農村地域	川の流域	森林と丘陵地域
景観	●	●			
農業			●	●	●
大気質・騒音	●				
水生生物		●		●	●
考古学				●	
文化	●	●		●	
漁業		●	●	●	●
洪水調整／排水	●	●		●	●
森林／分水嶺		●	●	●	●
地質学／地震学					
陸水	●	●	●	●	●
産業の発達	●	●		●	
土地利用	●	●			
鉱物資源					●
航海法		●		●	
公衆衛生	●	●	●	●	
安全一般	●				
レクリエーション地	●	●			●
居住計画	●			●	
流出土砂／侵食		●		●	●
社会経済	●	●	●	●	●
土壌		●	●	●	●
表面水	●	●	●	●	●
陸上輸送	●	●	●	●	
水質	●	●		●	
配水			●		●
陸生生物			●		●

● は必要な調査項目

資料：環境省 1979年

5-5 実施上の問題点と課題

5-5-1 法律上の問題

(1) 国家環境保全法

国家環境保全法では、規定された規模以上のプロジェクト実施の許可を得るには必ず環境影響評価報告書の提出を要求している。

(2) 環境影響評価報告書の提出を回避しようとするケース

環境影響評価報告書の提出を回避しようとして、対象事業にもかかわらず、開発規模をごまかして対象事業からはずそうとしている事例がある。

事例として、80室のホテルを79室で申請して環境影響評価報告書の提出を回避しようとしているケースがある。

5-5-2 手続き上の問題

環境影響評価報告書は、用地選択したのちに作成されることがほとんどであるため、審査によって環境上問題があると指摘しても、代替用地の取得が困難であったり、技術的防止措置に過度の追加費用が必要となるためプロジェクトそのものが実行不可能となるケースもある。あわせてコンサルタントの技術レベルも低い。

5-5-3 技術及び専門スタッフ不足の問題

環境政策計画局のスタッフが妥当な評価技術をまだ完全に身につけておらず、また特定技術部門の課題の経験がないため、プロジェクトの遅延を生じさせている。

したがって、環境政策計画局は、環境影響評価制度の理解と認識を高めるため、スタッフの作業能率の向上、関係機関への情報の配布等を改善していく必要がある。

5-5-4 実施上の課題

実施の上で次のような課題がある。

- 1) 環境管理計画を立案・調整・管理する環境政策計画局の能力の問題がある。
- 2) 環境管理計画局及び管理が妥当なものかを保証するために環境影響評価報告書を十分検討する環境政策計画局の能力の問題がある。
- 3) プロジェクト提案者が環境影響評価報告書をもとに環境管理計画を立案し実行する能力の問題がある。
- 4) 上級管理者の環境問題に対する認識と理解が浅いこと、環境影響評価を基本手段としていかに問題解決に利用するかの認識と理解が深まっていないことである。

5-6 協力実施上の留意点

海外の援助機関がタイで、今後プロジェクトを推進する際に、次に示す内容に留意しながら、協力実施することが大事なことだと考える。

5-6-1 環境アセスメント手続きに関する留意点

大規模開発については個別事業ごとのアセスメントのみでは適正な環境保全を図ることは難しいため、計画の初期の段階から環境保全計画を開発計画に一体化させる試みがなされている。その例として以下の実施例を紹介する。

(1) 東部臨海開発

東部臨海開発計画は、環境保全対策を組み込んで環境との調和を図りつつ、経済開発を実現するために、詳細なガイドラインを定めて実施されている最初の大規模開発である。

このガイドラインには7つの環境管理計画が含まれているが、それらは、水資源、大気保全、地域開発、産業開発、水域管理、森林・野生生物保護である。

(2) ソンクラ湖開発

ソンクラ湖流域開発は、東部臨海開発につぐ大規模開発とされている。計画の策定に当たり、開発計画の実施により水質等の環境悪化や天然資源の濫用が起る恐れがあるため、事前にソンクラ湖流域計画調査が実施されている。この計画は環境と開発の両立を狙った最初のもので、天然資源、社会経済及び環境の3つのサブ計画からなっている。環境管理計画の中には、環境基準の設定、保全地区の指定、環境アセスメントの実施などが含まれている。(表5-6-1参照)

初期環境調査段階では日本のスタッフでもガイドラインの内容を把握することにより対応は可能であるが、環境影響評価段階ではタイ政府に登録されている30社の大学機関及びコンサルタントに依頼をした方が人員・資金手続きのスムーズさを比較した際望ましい方法かと思われる。タイの30社のコンサルタントが環境影響評価を行う場合の費用については環境政策計画局推進者によれば、円換算で45万円～500万円位とのことである。

表5-6-1 ソンクラ湖流域管理計画

社会経済戦略	天然資源戦略	環境保全戦略
<ul style="list-style-type: none"> ・1次資源の開発 ・付加価値の増加 ・軽工業の振興 ・観光基盤の拡大 ・ソンクラ、ハジャイを南部タイの中心とする ・インフラ整備を並行して推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・産出量の拡大 ・低所得農民を支援 ・算出の多様化 ・長期的視点で土地の適正利用 ・土地、水等資源の保全 ・未利用天然資源の開発 ・天然資源の統合的利用 ・地場資源と輸入資源の最適化 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な基準の設定 ・発生源の汚染対策 ・環境保全のための産業の適正立地 ・環境保全地域の設定 ・環境質の推移の監視 ・広報啓発 ・環境アセスメントの適用 ・環境保全費用の開発利益への組入

資料：環境省

6. NGOの活動

6-1 NGOの概要

タイのNGOは、社会正義、社会変化に対して小さくても革新的な力があると、一般的に考えられている。NGOは、利益を得ることを目的にしていない組織がほとんどであり、その主な活動は、非常に貧しい人々を少しでも豊かにすることと、都市と地方の地域の格差を是正することである。

ごく最近では、環境の低下が認識されはじめ、近年設立されたタイのNGOの多くは、環境問題をどのようにしたら良いかを考える活動を行うNGOである。

1990年頃は、375の組織が国内に設立され、その内、科学技術環境省に登録されているのは、75団体（別紙一覧表を参照）であり、ほとんどはバンコク首都圏内にある。

NGOのほとんどは10人以下の職員で運営されており、平均年間予算は、多い所で70万パーツ～100万パーツで、20万パーツ～30万パーツで運営している小規模なNGOも多い。これらの資金は、ほとんどが海外からの支援でまかなわれている。

NGOは次の1)～8)に関する活動を行う。

- 1) 人権問題
- 2) 自治の開発
- 3) 知識、情報の普及
- 4) 人材の養成と調整について
- 5) 資金・活動計画
- 6) 繁栄と発展に関する事
- 7) ボランティアの人員の募集、キャンペーン活動
- 8) 政府により設立された社会福祉活動

自然保護にある程度、重点を置いて活動しており、環境問題については、キャンペーン活動を通じて、取り上げることが多い。

NGOが活動の対称としているのは次の1)～6)である。

- 1) 児童、若者
- 2) 女性
- 3) 貧民
- 4) 労働者
- 5) 都市部の自治体
- 6) 開発業務に従事している人

6-2 NGOとタイ政府のつながり

以前は、NGOとタイ政府の間には、これといった特別な関係はなかった。

時々、共同で環境保全のためのキャンペーンやセミナー等の活動を行っていた程度であった。協力関係が非常に強くなったのは、村民環境保護計画（The Villager Environment Conservation Project）を作成したときである。この時タイ政府は、NGOの役割の重要性を悟り、1992年、国家環境保全法を制定するにあたって、その役割を確認した。

その法律では、NGOに対して環境及び、自然資源を保護するための非政府機関として科学技術環境省に、登録を申請する権利を持つことになった。

登録されたNGOは、以下の項目について行政団体の援助あるいは支援を受けることができる。

- 1) 国家環境保全法あるいは、環境の質的向上及び保全に関する法律に従って業務を実行する時は、職員を補佐するボランティアを募集できる。
- 2) 環境保全及び天然資源保護に関し、国民に正しい認識を持たせるための広報活動と情報提供を行う。
- 3) 地域の環境保全及び天然資源保護のための事業を始めようとする地方への援助を行う。
- 4) 政府又は、政府関係者に意見を述べ、自然保護に関する調査、研究を行う。
- 5) 公害が広がったせいで、その被害に苦しむ人々に対して賠償請求及び、補償費請求訴訟の原告代表に法的な支援を行う。

NGOが上記に述べたような活動を行なおうとする時、諸々の問題やトラブルが起こった場合は、国家環境委員会に援助を要請できる。

首相は、国家環境委員会の助言により、適当な予算の援助や、関連行政機関に援助及び、協力を要請する権限がある。

基金委員会は、国家環境委員会の承認により、登録されたNGOに対して特定の活動を支援するため、補助金又は融資の提供を検討する。

登録されたNGOは、国家環境委員会の有識者委員として代表を内閣に推薦することができる。

NGOが法律にそむいて運営されることがあった場合は、科学技術環境大臣は、NGOの登録を取り消すことができる。

1992年4月、NGOの業務を調整するために事務所を設立し、その事務所は環境振興局の情報部におかれている。

その事務所は、環境保護を行う業務の調整に責任を持ち、組織的に環境保全及び、自然資源保護に参加するNGOを支援する。又、様々なNGO間の相互調整の枠組み造りも行っている。

6-3 NGOと海外団体とのつながり

海外からの支援を、直接受けているNGOが多く、村民環境保護計画（The Villager Environment Conservation Project）の時には、海外からの支援は、科学技術環境省の環境振興局を通じて与えられた。

この計画は、タイ政府や開発のためのNGO機関及び、関連行政機関の協力を得て進んだ。NGOは、大学教授や地方行政機関の職員、村民も含まれており、現場の作業を中心に精力的に活動を行った。一方、環境振興局は、計画の調整役として動いた。

この計画は、オーストラリアの国際開発支援事業部を通して、アジア開発銀行から一部資金援助を受け取った。

6-4 NGOの主な活動

NGOの役割は、タイの国民を自給自足できるようにするための知識、情報、技能を与えることと、国民にもっと自由な選択ができるように権限を持たせることである。

また、健康管理をすすめるために広報キャンペーンを行って、女性の地位を向上させるための補足的な業務を行っている。

さらに政府が行う開発のモニターチェックを行ったり、モデル的な開発を実行するために政府と協力して、情報を提供している。

また、その他のNGOの支援を行ったり、政府が行う業務の補足をしたり、情報交換も行っている。過去の主な活動実績は以下のとおりである。

- 1) 米、薬品、肥料の貯蔵庫を建設した。
- 2) 水源地開発を行った。
- 3) 養漁施設の建設や農業開発を行った。
- 4) 家族計画（出産計画）の導入を行っている。
- 5) 予防接種、食料補給、寄生虫駆除を行っている。
- 6) 女性の地位向上をはかる運動を行っている。
- 7) 農業の技術向上を行っている。
- 8) 有害化学物質、農薬に関する被害をへらすための活動を行っている。
- 9) その他、粘土を食べている子供達の写真をマスコミに公表して、地方の貧困問題のキャンペーンを行ない、政府に注意をうながした。

過去のNGOは、福祉中心の活動だけであったが、近年にできた多数のNGOは、環境問題に関心が高く、積極的に開発等に問題提起できる力を付けて来ている。

資料編

I 調査団関連情報

目 次

I 調査団関連情報

1. 調査目的
2. 調査団員名簿
3. 調査日程および面会者リスト
4. 収集資料リスト

II 参考資料

1. 自然保護区のリスト
2. 保存動物種のリスト
3. 環境保全法
4. 公衆衛生法
5. 工場法
6. 登録NGOのリスト
7. 登録コンサルタントのリスト

1. 調査団関連情報

1. 調査目的

国際協力において、環境配慮の強化と環境保全プロジェクトの拡充が重要になってきており、途上国の環境に関する基礎情報の整備が重要課題の一つとなっている。よって、今回はタイの環境問題の現況、環境行政の仕組み、環境政策等の環境関連情報を体系的に収集・整理し、同国に対する協力案件の形成並びに適切な環境配慮を行った事業計画および実施に資する。

2. 調査団員名簿

氏名	担当業務	現職
(1) 須藤 和男	総括（環境管理）	国際協力事業団企画部環境・WID等事業推進室室長代理
(2) 大石 哲也	環境影響評価	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル沖縄支社
(3) 伊藤 金雄	都市環境	(株)パセット
(4) 細野 道明	自然環境	(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル農水部

3. 調査日程および面会者リスト

調査日程および面会者リスト(1)

月日	曜日	訪問先	面会者	所属	役職
2月7日		東京 → バンコク (JL717)			
2月8日		在タイ日本国大使館 国際協力事業団タイ事務所 Ministry of Science, Technology and Environment (MSTE)	長門 利明 阿部 信司 森 千也 大谷 勝美 Dr. Bunyaraks Ningsanond Mr. Sonti Vongsang Ms. Surapee Mr. Kihi Tanhar	在タイ日本国大使館 国際協力事業団タイ事務所 国際協力事業団タイ事務所 JICA専門家(ERTC) Office of Environmental Policy and Planning, Environmental Impact Assessment Div., International Affairs Div., Environmental Impact Assessment Div.	一等書記官 事務所長 Senior Advisor Deputy Director Genetal Director Acting Director
2月9日	火	Dept. of Environmental Quality Promotion, MSTE Environmental Research and Training Center (ERTC), MSTE	米山 芳春 大谷 勝美 副島 将男 坂田 衛 渡辺 靖二 溝淵 彦 臼井 清嗣 Ms. Monthip Sriratana Tabucanon Mr. Sakol Thinagul Ms. Chuthaporn Suvanphetca	国際協力事業団タイ事務所 JICA専門家(ERTC) JICA専門家(ERTC) JICA専門家(ERTC) JICA専門家(ERTC) JICA専門家(ERTC) ERTC Nongovernment Cooperation Section Information Div.	ERTC担当 Senior Advisor 調整員 大気汚染 有害物質 水質汚濁 騒音・振動 Director

調査日程および面会者リスト(3)

月 日	曜日	訪 問 先	面 会 者	所 属	役 職
2 13	土 日	資料整理			
2 14	日 月	資料整理、国内打ち合わせ			
2 15	月	Dept. of Public Cleansing, Solid Waste Damping Site, Bangkok Metropolitan Administration(BMA)	Mr.Kajhonsakth Vongprecha Mr.Kanchai Nopakaew Mr.Mongkot Tansophalnek Mr.Pramote Kemtis Ms.Suwanna Jungrungrueng Mr.Witunepun Wonnacharmras Mr.Paitool Goolchai Mr.Anati Sittipunt Ms.Sarinporn Leenamarounguang Mr.Manit Deerouthai Mr.Akdet Homsesthi 佐々木 喬	Public Cleansing Dept. Public Cleansing Dept. Khong Kam Solid Waste Disposal Plant, Khong Kam Solid Waste Disposal Plant Technical DIV., Public Cleansing Dept. Technical DIV., Public Cleansing Dept. Night Soil Collection and Disposal Div., Public Cleansing Dept. Garbage Disposal Div., Public Cleansing Dept., Solid Waste Collection Sec., Public Cleansing Dept. Engineering Sec., On-nut Disposal Plant Sub-Div., Disposal Div. JICA 専門家(DPC, BMA)	Director Genaral Deputy Director Genaral Chief Engineer Sanitarian Chief Director Chief Engineer Chief

調査日程および面会者リスト(4)

月日	曜日	訪問先	面会者	所屬	役職
2 16	火	National Economic & Social Development Board Wildlife Fund Thailand	Mr. Panithan Yanvinit Mr. Suchai Kosaisavee Mr. Surapon Duangkhae	Technology and Environmental Planning Div.	Director General Manager
2 17	水	Watershed Management Div., Royal Forest Dept. (RFD), Ministry of Agriculture & Cooperatives Dept. of Industrial Works, Ministry of Industry	Mr. Sawat Dulyapach Mr. Wijarn Wilayasak Mr. Jira Jintanugool Mr. Janee Nootong Mr. Anatiwong Udornporn Dr. Tadao Gotoh Dr. Nobuyuki Tanaka Ms. Hanako Yamane Dr. Prasert Tapaneeyangkul Dr. Chanin Tonghamachart Mr. Thanarat Worasute	Watershed Management Div. National Park Div. Wildlife Conservation Div. Wildlife Conservation Div. Watershed Management Div. JICA 専門家 (RFD) JICA 専門家 (RFD) JICA 専門家 (RFD) Industrial Environmental Div. Industrial Environmental Div. Industrial Environmental Div.	Director Officer Technician Technician Technician 森林保護 造林 調整員
2 18	木	Environmental Health Div., Ministry of Public Health Chulalongkorn University	Mr. Prakrom Vuthipongse Dr. Winai Wiriyakitjar Ms. Nantana Santatiwut Ms. Malinee Chulavachana Dr. Suraphol Sudara	Department of Health, Department of Health, Department of Health, Department of Health, Marine Science Dept.	Director General Deputy Director General Director Chairman of Management Committee

調査日程および面会者リスト(5)

月日	曜日	訪問先	面会者	所属	役職
2 19	金	Thailand Development Research Institute (TDRI) Mahidol University	Dr. Dhira Phantumvanit Dr. Debanom Muangman Dr. Manas Watanasak Ms. Laddawan Thongnop	Natural Resources and Environment Program, TDRI Faculty of Environment & Resource Studies Faculty of Environment & Resource Studies Faculty of Environment & Resource Studies	Director Dean Associate Dean Associate Dean
2 20	土	資料整理、団内打ち合わせ			
2 21	日	資料整理			
2 22	月	Eastern Marine Fisheries Center (EMFC)	Mr. Joompol Sanguansin Mr. Hiromu Ikenoue Mr. Sakae Abe Mr. Akira Maegawa Mr. Shunji Fujiwara Mr. Takaya Nanba Mr. Masayuki Hirabayas	JICA 専門家 (EMFC) JICA 専門家 (EMFC) JICA 専門家 (EMFC) JICA 専門家 (EMFC) JICA 専門家 (EMFC) JICA 専門家 (MOI)	Team Leader Marine Environmental Analyst Resource Analysis Coordinator
2 23	火	Public Works Dept., Ministry of Interior (MOI) Ministry of Agriculture & Cooperatives	Mr. Boontam Prommani	Agriculture Economic Divi.	Director
2 24	水	Dept. of Drainage and Sewerage, Waste Water Treatment Plant, BMA	Mr. Shozo Kataoka	JICA 専門家 (BMA)	
2 25	木	Dept. of Environmental Quality Promotion, MSTE	Dr. Bunyaraks Ningsanond	Office of Environmental Policy and Planning.	Deputy Director General
2 26	金	バンコク→東京 (TG640)			

4. 収集資料リスト

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 第15回 タイ環境問題の現状と課題(11)	海外通信	1992	現地状況報告		8
2 タイ一帯まる環境問題への感心と対策	アジア研ニュース		問題/関連機関		8
3 タイ王国における環境問題	JICA		ライブラリー		
4 JICA タイ環境関連情報リスト	JICA	1993	行政機関報告		
5 JICA Questionnaire (ケニヤ環境情報調査)	JICA	1992	技術報告書全般		151
6 Thailand National Report to the United Nations Conference on Environment and Development	UNCED	1990	Summary	12/Feb.	
7 Ranking Environmental Health Risks in Bangkok V-1	USAID	1990	Technical App.	12/Feb.	
8 Ranking Environmental Health Risks in Bangkok V-II	USAID	1991	寄稿速報	18/Feb.	27
9 Environment and Health in Thailand	MOPH	1993	概況説明用	18/Feb.	8
10 Memorandum of Environment and Health in Thailand	MOPH	1990		23/Feb.	207
11 The Greening of Thai Industry: producing More and Polluting Less	TDRI	1989		23/Feb.	39
12 Comming Terms with Bangkok's Environmental Problems	TDRI	1989		23/Feb.	35
13 タイの環境問題	日本人商工会		関 証一郎		

NGOs関連情報

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 The Role of NGOs in Pacific Rim Trade Negotiations	Thailand Env. Institute	1993	(現在TDRI)	19/Feb.	7
2 What is relationship between NGO's and Thai government	MSTE		JICA翻訳	25/Feb.	4
3 Directory of NGO's for Environment (MSTE登録の75NGO's)	MSTE		JICA翻訳	25/Feb.	7

環境影響評価関連情報

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 Manual of NEB Guidelines for preparation of EIE	National Environment Board 1979		EIAマニュアル		
2 Manual of NEB Guideline for Preparation of Environmental Impact Evaluations	NEB	1979			
3 The Explanation of the Form of Environmental Impact Assessment of Sanitary Landfill	ONEB				
4 Conditions of Environmental Quality in Thailand	ONEB	1987-88			
5 Natural Resources and Environment of the Thailand	USAID in Thai	1988			
6 Thailand Natural Resources Profiles	Oxford Univ. Press	1988			
7 Status of Environmental Impact Assessment in the ESCAP Region	ESCAP	1989			
8 List of Consulting firms for EIA	EIA Division	1993	Legislated	8-Feb	
9 Type and Size of Project and Activities Required EIA Report Annex II	EIA Division	1993	Revised	8-Feb	

植生(マングロープを含む)/土地利用

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 Mangroves-Ecology and Management	Sant et al Compuadvertising	1989			
2 Plants in Mangroves of Thailand	Sant et al Compuadvertising				
3 Agricultural Development of Tropical Delta-A Study of the Chao Phraya Delta	Univ. Hawaii Press	1987			
4 Village Environment Conservation Project	Dept. Env. Quality Promotion	1992	Yoshikazu Tanaka	19/Feb.	40
5 Royal Speech(onthy Royal Birthday Anniversary)	National Env. Board	1989	森林の保全と植林	19/Feb.	
6 Villager Env. conservation Project	Frest Statistics Sub-Div.	1991		19/Feb.	37
7 Forestry Statistics of Thailand 1991	TDRI	1993		19/Feb.	49
8 Economic Analysis of Forestry Options in Thailand	日本人商工会	1992		22/Feb.	83
9 タイの農林水産物および加工食品	Technological Research and Exchange Group	1988	購入	19/Feb.	212
10 Farming Systems Research and Development in Thailand	The Social Science Association of Thailand		購入	19/Feb.	77
11 Greater Bangkok an Analysis in Electoral Geography 1957-76					

動物	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
NO. 名称					
1	Wild Animals Reservation Protection Act	1960	Wild Animal		
2	Announcement of the Revolutionary Party No.228	1990		16/Feb.	
3	Report & Conservation Activities 1990	1991		16/Feb.	
3	Report & Conservation Activities 1991(タイ語)				

廃棄物処理

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1	アジア・太平洋地域の開発途上国の環境 最終回 タイ(2)		海外通信	田中丞穂子	
2	公共・公益事業(都市衛生) 専門家報告書	1991	BMA清掃局DPC(佐々木)		12
3	The Study on Bangkok Solid Waste Management	1991	報告書		11
4	Criteria for Consideration in Selecting Suitable Site for Solid Waste Disposal	1991	ONEB		
5	Public Cleansing Service in Bangkok	1988	DPC		
6	Complaints Concerning Environment and Disposal Sites	1990	DPC		
7	Summary of Hazardous Waste Volume by Type/Year	1993	MSTE Existing/Plan	16-Feb	
8	Public Cleansing Service in Bangkok	-1993	DPC, BMA	16-Feb	
9	Country Status Report Solid Waste Management in Thailand	1989	Env. Health Div. MOPH	18/Feb.	118-AP

大気汚染

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1	バンコクの大気汚染 () のサグ/ガイ	1992	現状/予測/運動		
2	Air and Noise Pollution in Thailand	1988	NEB		
3	Climatological Data for The Period 1956-1985		Meteorological Dept. MOC		
4	Air and Noise Pollution in Thailand	1987	Env. Quality St. Div.	10/Feb.	
5	Air and Noise Pollution in Thailand	1989	Env. Quality St. Div.	10/Feb.	
6	Air and Noise Pollution in Thailand (タイ語)	1990	Env. Quality St. Div.	10/Feb.	
7	Air and Noise Pollution in Thailand (タイ語)	1991	Env. Quality St. Div.	10/Feb.	
8	Organization Chart/Duties of Air Quality and Noise	1993	Air Quality and Noise Div.	10/Feb.	
9	Greenhouse Gas Emissions: Initial Inventory for Thai	1989	TDRI	19/Feb.	10
10	Greenhouse Gas Emissions from Energy Use	1993	TDRI	19/Feb.	14
11	Role of Forest and Vegetation as Greenhouse Gas Sinks TDRI	1993		19/Feb.	32
12	Report on Air Quality and Noise Management in Thailand 1990	1990	MSTE Air Quality and Noise Management Div.	25/Feb.	54
13	Correlates of Commuting Patterns A Case Study of Bangkok, Thailand		ISBN Mahidol Univ.	18/Feb.	38

水質汚染

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数	
1	アジア・太平洋地域の開発途上国の環境 第18巻 タイ(1)		海外通信	田中丞穂子		
2	タイに於ける工業排水の規制強化について	1988	東銀	財務開発/コガ支店	3	
3	Groundwater Level Map of Bangkok Showing Piezometric Surface of Nakhon Luang Aquifer	1987	Dept. Mineral Resources		24	
4	The Status of Water Quality Management in Thailand		Water Quality Division			
5	Thailand Country Profile on Drinking Water Supply and Sanitation	1989	Working Group on Preparation of Country Profile/Project Profile	18/Feb.	95	
6	Dev't of Appropriate and Economic Treatment System for Hospital Wastewater	1989	Env. Health Div. MOPH	18/Feb.	151+Ap	
7	河川の水質汚染調査(タイ語)		MOPH	18/Feb.	182	
8	Thailand Urban Sewage and Wastewater Management executive Summary	1991	Dr. Manida	17/Feb.	17	
9	Thailand Urban Sewage and Wastewater Management Main Report	1991	Dr. Manida	17/Feb.	107	
10	Thailand Urban Sewage and Wastewater Management Annexes	1991	Dr. Manida	17/Feb.	200over	
11	Water Shortages: Managing Demand to expand Supply	1990	TDRI	23/Feb.	96	
12	バンコク市都庁の下水道事情(現状/計画/課題/組織/予算)	1993	BMA	JICA片岡専門家	24/Feb.	15

都市環境

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 Urbanization and Environment Management the conflict	TORI	1990	関連	23/Feb.	124

関連資料

NO. 名称	発行(著者)	年度	関連	収集日	ページ数
1 国別経済協力研究報告書(タイ/フィリピン) 開発と環境保全	アジア経済研究所	1991	途産委託調査		44
2 The NEB Newsletter NO31-32	ONEB(Office of National Env. Board)	1990	環境保全関連	8-Feb	8
3 The NEB Newsletter NO33	ONEB(Office of National Env. Board) Office of National Env.	1991	環境保全関連	8-Feb	8
4 The NEB Newsletter NO34	ONEB(Office of National Env. Board) Office of National Env.	1992	環境保全関連	8-Feb	8
5 List of Legistated NGO(タイ語)	Promotion Distribution	1991		9-Feb	
6 What is Relationship between NGOs and Thai Gov.	(MR.ADISAKより)	1993		10-Feb	
7 科学技術推進省-環境関連部局組織表(タイ語)	CIDA(Canadian International Devt Agency)	1992	全般	11-Feb	
8 Environment and Development: The Crucial Decade	UNEP	1990		11-Feb	48
9 UNEP Profile	Gov. of Canada	1990		11-Feb	
10 A Summary of Canada's Green Plan for Healty Env.	UNEP	1992		11-Feb	16
11 UNEP News Letter	UNEP	1992		11-Feb	
12 Siam Business News No.498	アジア情報センター	1992		11-Feb	
12 Siam Business News No.505	アジア情報センター	1992		11-Feb	
12 Siam Business News No.507	アジア情報センター	1992		11-Feb	
12 Siam Business News No.511	アジア情報センター	1992		11-Feb	
13 INVESTING IN PEOPLE	UNDP in Thailand	1992		12-Feb	
14 Development Co-operation Thailand 1990 Report	UNDP in Thailand	1992		12-Feb	
15 Trend of Industrial Devt(No. Factory Investment)	Dept. IW, MOI	1993		17-Feb	
16 1992 Annual Report	TORI	1992		19/Feb.	
17 Thesis Abstracts Academic Year 1988-1990	Mahidol Univ.	1991		19/Feb. 136(英文)	
18 Thesis Abstracts Academic Year 1991	Mahidol Univ.	1992		19/Feb. 56(英文)	
19 ハンコック日本人商工会新報9月号	日本人商工会	1992	タイと大気汚染	23/Feb.	110
20 Programme for Asia Co-operation on Energy and Environment(PACE-E)	UNDP	1992	JICAハンコック経由	25/Feb.	47
21 The Application form for Japan's Grant Aid Devt of Thailand National Resource and Env. Inf. Databa:ONEB	ONEB	1989	DTEC経由の要請書	25/Feb.	28
22 IDRI Reserch Synopses 1984-89	ISBN	1989		18/Feb.	75
23 IDRI Quaryary Review	ISBN	1989		18/Feb.	39
24 Thailand Economic Information Kit	ISBN	1992		18/Feb.	31

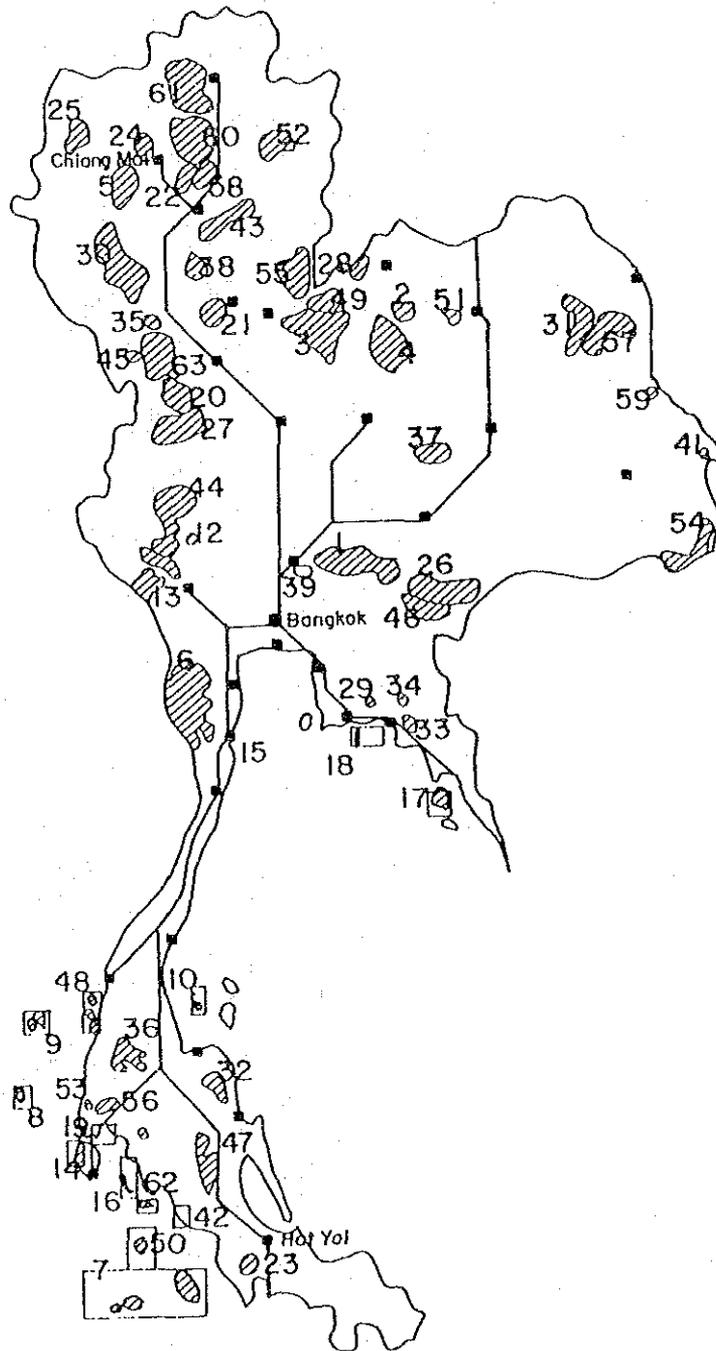
II. 参 考 资 料

1. 自然保護区のリスト

(1) 国立公園(1990)

Name	Province	Date Established	Rai	Square Kms
1 KHIAO YAI	NAKHON NAYOK-SARABURI	SEP-1962	1,355,396	2,172
2 PHU KRADUNG	PRACHINBURI-NAKHON RATCHASIMA	NOV-1962	217,576	349
3 THUNG SALAENG LUANG	PHITSANULOK-PHETCHABUN	DEC-1972	789,000	1,262
4 NAM NAO	PHETCHABUN-CHAIYAPHUM	MAY-1972	603,750	966
5 DOI INTANON	CHIANG MAI	OCT-1972	301,500	482
6 KAENG KRACHAN	PHETCHABURI-PRACHUAB KHIRI KHAN	JUN-1981	1,821,875	2,920
7 TARUTAO	SATUN	APR-1974	931,250	1,490
8 KOH SIMILAN	PHANGNGA	SEP-1982	80,000	128
9 KOH SURIN	PHANGNGA	JUL-1981	84,375	135
10 ANG THONG	SURAT THANI	NOV-1980	63,750	102
11 ERAWAN	KANCHANABURI	JUN-1975	343,750	550
12 CHALERM RATTANAKOSIN	KANCHANABURI	FEB-1980	36,875	59
13 SAI YOK	KANCHANABURI	OCT-1980	312,500	500
14 HAD NAI YANG	PHUKET	JUL-1981	56,250	90
15 KHAO SAM ROI YOT	PRACHUAB KHIRI KHAN	JUN-1966	61,300	98
16 KOH PHI PHI-HAD NOPPARAT	KRABI	OCT-1983	243,725	390
17 KOH CHANG	TRAT	DEC-1982	406,250	651
18 KHAO LAEM YA - KOH SAMET	RAYONG	OCT-1981	81,875	131
19 AO PHANGNGA	PHANGNGA	APR-1981	250,000	401
20 KHILONG LAN	KAMPHAENG PHET	DEC-1982	187,500	300
21 RAMKAMHAENG	SUKHOTHAI	OCT-1980	213,125	342
22 DOI KHUNTAN	LAMPHUN-LAMPANG	MAR-1975	159,556	255
23 THALE BAN	SATUN	OCT-1980	63,550	102
24 DOI SUTHEP-DOI PUI	CHIANG MAI	APR-1981	163,163	261
25 NAMTOK MAE SURIN	MAE HONG SON	OCT-1981	247,875	397
26 THAP LAN	NAKHON RATCHASIMA-PRACHINBURI	DEC-1981	1,397,375	2,239
27 MAE WONG	KAMPHAENG PHET	DEC-1987	558,750	894
28 PHU RUA	LOEI	JUL-1978	75,525	121
29 KHAO CHAMAO-KHAO WONG	RAYONG-CHIANTHABURI	DEC-1975	52,300	84
30 MAE PING	CHIANG MAI-LAMPUN-TAK	JUL-1981	626,875	1,005
31 PHU PHAN	SAKON NAKHON-KALASIN	NOV-1972	415,439	666
32 KHAO LUANG	NAKHON SRI THAMMARAT	DEC-1974	356,250	571
33 NAMTOK PHLIU	CHANTHABURI	MAY-1975	84,063	135
34 KHAO KHITHIACHAKUT	CHANTHABURI	MAY-1977	36,668	59
35 LANSANG	TAK	MAY-1979	65,000	104
36 KHAO SOK	SURAT THANI	DEC-1980	403,450	646
37 TAT TON	CHAIYAPHUM	DEC-1980	135,738	218
38 SRI SATCHANALAI	SUKHOTHAI	MAY-1981	133,250	213
39 KHAO SAM LAN	SARABURI	JUN-1981	27,856	45
40 KHAO PANOM BENCHA	KRABI	JUL-1981	31,325	50
41 KAENG TANA	UDON RATCHATHANI	JUL-1981	50,000	80
42 HAD CHAO MAI	TRANG	OCT-1981	144,292	231
43 WIANG KOSAI	PHRAE-LAMPANG	OCT-1981	256,250	410
44 SRI NAKHARIN	KANCHANABURI	DEC-1981	957,500	1,534
45 TAKSIN MAHARAT	TAK	DEC-1981	93,125	149
46 PANG SIDA	PRACHINBURI	FEB-1982	527,500	845
47 KHAO PU-KHIAO YA	PHATTALUNG-TRANG	MAY-1982	433,750	695
48 LAEM SON	RANONG-PHANGNGA	AUG-1983	196,875	315
49 PHU HIN RONG KLA	PHITSANULOK-LOEI-PHETCHABUN	JUL-1984	191,875	307
50 KOH PHETRA	SATUN	DEC-1984	308,987	495
51 PHU KHIAO-PHU PHAN KHAM	UDON THANI-KHON KAEN	SEP-1985	201,250	323
52 MAE YOM	PHRAE-LAMPANG	SEP-1985	284,219	455
53 KHAO LAM PI	PHANGNGA	APR-1986	45,000	72
54 PHU CHONG NAYOI	UDON RATCHATHANI	JUN-1987	428,750	687
55 NAMTOK CHATRAKHAN	PHITSANULOK	NOV-1987	339,375	543
56 SRI PHANGNGA	PHANGNGA	APR-1988	153,800	246
57 HUAI HUAT	SAKON NAKHON-N.PHANOM-MUKDAHAN	JUN-1988	517,850	830
58 NAMTOK JAESORN	LAMPANG	JUL-1988	370,000	593
59 MUKDAHAN	MUKDAHAN	DEC-1988	30,313	49
60 SRI LANNA	CHIANG MAI	AUG-1989	878,750	1,408
61 DOI LUANG	CHIANG RAI-PHAYAO-LAMPANG	APR-1990	731,250	1,172
62 KOH LANTA	KRABI	AUG-1990	83,750	134
63 KHILONG WANG CHAO	KAMPHAENG PHET-TAK	AUG-1990	466,875	748
TOTAL AREA (INCLUDING WATER)			21,163,566	33,904

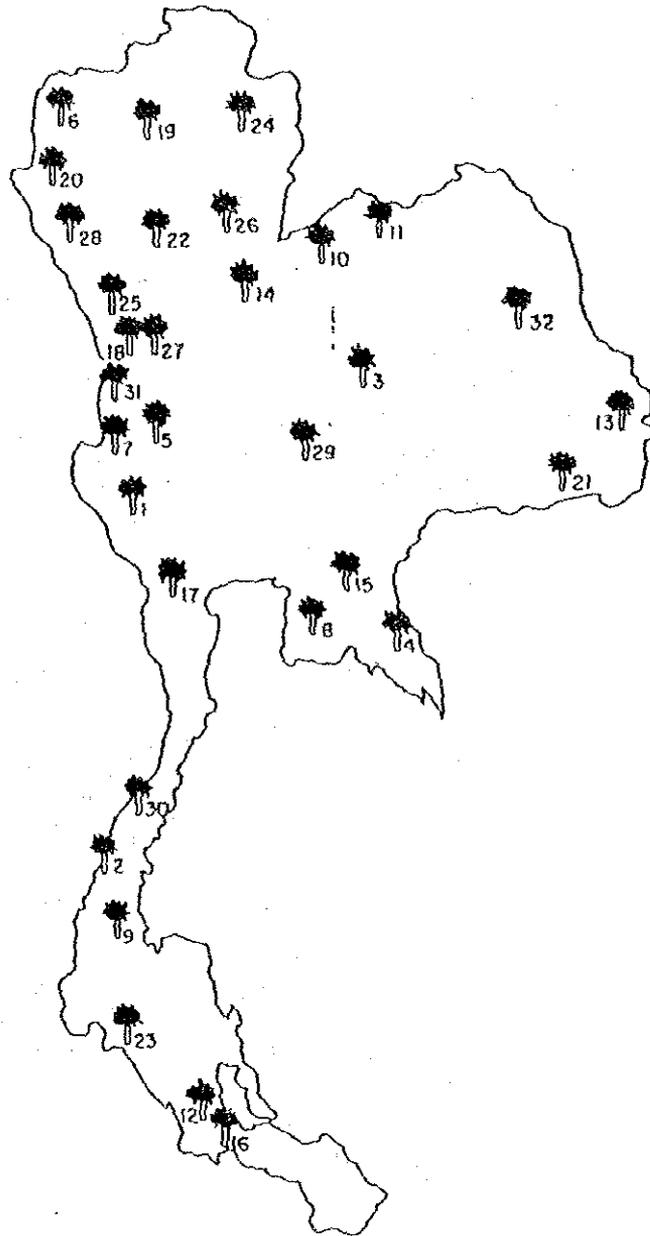
(2) 国立公園分布図(1990)



(3) 野生動物保護区

	Name	Province	Date	
			Establishied	Area (ha)
1.	Salak-phra	Kanchanaburi	1966	85,855
2.	Khlong-nakha	Ranong	1972	53,033
3.	Phu-khiew	Chaiyaphum	1972	156,000
4.	Khao-soi-dao	Chanthaburi	1972	74,502
5.	Huai-kha-khaeng	Uthai Thani	1972	257,464
6.	Lum-nam-pai	Mae Hong Son	1972	118,111
7.	Thung-yai-naresuan	Kanchanaburi, Tak	1974	364,720
8.	Khao-khiew, Khao-chomphu	Chon Buri	1974	14,470
9.	Khlong-saeng	Surat Thani	1974	115,530
10.	Phu-luang	Loei	1974	89,695
11.	Phu-wua	Nong-khai	1975	18,650
12.	Khao-banthat	Phattalung, Trang, Satun, Songkhla	1977	126,695
13.	Yod-dome	Ubon Ratchathani	1977	20,255
14.	Phu-miang, Phu-thong	Uttaradit, Phitsanulok	1977	54,500
15.	Khao-ang-runai	Chachoengsao	1977	10,810
16.	Ton-ngachang	Songkhla, Satun	1978	18,195
17.	Maenam-phachi	Rachaburi	1978	48,931
18.	Mae-tuen	Tak	1978	117,300
19.	Doi-chiang-dao	Chiang Mai	1978	52,100
20.	Salawin	Mae Hong Son	1978	87,500
21.	Kho-phanom-dong-rak	Si Sa Ket	1978	31,600
22.	Doi-pha-muang	Lampang, Lamphun	1980	58,311
23.	Doi-pha-chang	Phayao, Nan	1980	57,108
24.	Khlong-phraya	Krabi	1980	9,500
25.	Omgoy	Chiang Mai	1983	122,400
26.	Doi-luang	Phrae	1984	9,700
27.	Khao-sanam-priang	Kamphaeng Phet	1985	10,100
28.	Mae-yuam	Mae Hong Son	1986	29,200
29.	Sub-lungka	Lop Buri	1986	15,500
30.	Prince Chumphon Park	Chumphon	1988	45,400
31.	Umphang	Tak	1989	251,565
32.	Phu-si-tan	Kalasin, Mugdahan	1990	25,000
33.	Hua Sala	Si Sa Ket	1990	38,000
34.	Chalerm Pha Kiet Somdej Prathep Pattana Rachasuda	Narathiwat	1991	20,100
Total				2,607,800

(4) 野生動物保護区の分布図



(5) 禁獵區(1990)

Name	Province	Date Established	Area(ha)
1. Talay-noi	Songkhla, Phattalung, Nakhon Si Thammarat	1975	45,700
2. Bung-borapet	Nakhon-Sawan	1975	21,280
3. Papru	Narathiwat	1975	16,000
4. Nong-tung-thong	Surat Thani	1975	6,150
5. Wattan-en	Pranakhon Si Ayutthaya	1976	16
6. Bangphra Reservior	Chon Buri	1976	1,856
7. Lawa, Dao-wa-duang cave	Kanchanaburi	1976	4,149
8. Doi-sutep Special Reserved Forest	Chiang Mai	1976	1,749
9. Taley-sarp	Songkhla, Phattalung	1976	36,466
10. Khao-tapetch	Surat Thani	1977	462
11. Wat Ratsathakayaram	Sanut Sakhon	1977	7
12. Wat Pailorm	Pathum Thani	1978	11
13. Bung-kreng-kawia	Kanchanaburi	1979	47,000
14. Koh-libong	Trang	1979	44,749
15. Khao-nam-prai	Trang	1979	2,080
16. Khao-prataew	Phuket	1980	2,228
17. Nong-prag-praya	Satun	1980	2,043
18. Huai-jaw-rakhe mag Reservior	Buri Ram	1980	620
19. Sanambin	Buri Ram	1980	570
20. Huai-talad	Buri Ram	1980	709
21. Nong-waeng	Chaiyaphum	1980	17
22. Khao-kradong	Buri Ram	1980	232
23. Rakang-khao-pra-non	Ratchaburi	1982	16
24. Kangkow Cave- khaochongpran	Ratchaburi	1982	12
25. Pagard	Songkhla	1982	412
26. Bung-kong-long	Nong Khai	1982	1,094
27. Bung-chawag	Chai Nat, Suphan Buri	1983	320
28. Phatapol Cave	Phitsanulok	1983	284
29. Khao-yai	Uttaradit	1984	2,400
30. Klong-lam-chan	Trang	1984	5,400
31. Parang-gai	Pattani	1984	25
32. Palane-pakpanang	Nakhon Si Thammarat	1984	5,672
33. Mae-lao, Mae-sae	Chiang Mai	1984	24,500
34. Nong-hua-koo	Udon Thani	1985	11
35. Khao-chee-on	Chon Buri	1985	367

Cont.

Name	Province	Date	
		Establishied	Area (ha)
36. Khao-pa-chang	Songkla	1985	23,500
37. Talesarp-nong-bongkai	Chiang Rai	1985	433
38. Nong-nam-kao	Phitsanulok	1985	57
39. Pru-kang-kow	Songkla	1986	76
40. Khao-ko	Phetchabun	1986	4,352
41. Khao-patab-chang	Ratchaburi	1986	202
42. Wang-pong	Phetchabun	1987	14,800
43. Khao-pra, Bang-kram	Krabi, Trang	1987	18,640
44. Khao-rheng	Songkla	1987	10,920
45. Panamtip Cave	Mugdahan, Kalasin, Roiet	1988	24,198
46. Lampao	Kalasin, Udon Thani	1988	33,750
47. Somdej-prasinakarin Park	Kanchanaburi	1989	9,000
48. Chao-ram Cave	Sukhothai	1990	2,540
Total			417,075

出典：RFD

2. 保護動物種のリスト

LIST OF PROTECTED WILD ANIMALS OF THE FIRST CATEGORY

(Ministerial Regulation No. 14 (B.E. 2525) Issued According to the Wild Animals Reservation and Protection Act B.E. 2503)

A. *Mammalia*

1. Flying Squirrels of genera Hylopetes and Pteromyscus
2. Giant Flying Squirrels of genus Petaurista
3. Prevost's Squirrel (Callosciurus prevostii)
4. Langurs of genus Presbytis
5. Kitti's Hog-nosed Bat (Craseonycteris thonglongyai)
6. Wrinkled-lipped Bat (Tararida plicata)
7. Large Indian Civet (Viverra zibetha)
8. Small Indian Civet (Viverricula malaccensis)
9. Large Spotted Civet (Viverra megaspila)
10. Otter Civet (Cynogale benneti)
11. Gibbons of genus Hylobates
12. Asiatic Wild Elephant (Elephas maximus)
13. Otters of genera Lutra, Lutrogale and Amblonyx
14. Flying Lemur (Cynocephalus variegatus)
15. Giant Squirrels of genus Ratufa
16. Mongooses of genus Herpestes
17. Back-striped Weasel (Mustela strigidorsa)
18. Siberian Weasel (Mustela sibirica)
19. Malaysian Weasel (Mustela nudipes)
20. Asiatic Brush-tailed Porcupine (Atherurus macrourus)
21. Common Porcupine (Hystix brachyura)
22. Brush-tailed Porcupine (Atherurus angustiramus)
23. Marbled Cat (Felis marmorata)
24. Leopard Cat (Felis bengalensis)
25. Flat-headed Cat (Felis planiceps)
26. Jungle Cat (Felis chaus)
27. Slow Loris (Nycticebus coucang)
28. Macaques of genus Macaca
29. Pangolins of genus Manis
30. Malayan Tapir (Tapirus indicus)
31. Clouded Leopard (Neofelis nebulosa)
32. Golden Cat (Felis temmincki)
33. Fishing Cat (Felis viverrina)
34. Binturong Bear Cat (Arctictis binturong)
35. Hog Badger (Arctonyx collaris)
36. Ferret Badger (Melogale personata)
37. Yellow-throated Marten (Martes flavigula)
38. Banded Linsang (Prionodon linsang)
39. Spotted Linsang (Prionodon perdicotor)
40. Banded Palm Civet (Hemigalus derbyanus)

B. *Aves*

1. Cormorants of family Phalacrocoracidae
2. Spot-billed Pelican (Pelecanus philippensis)
3. Painted Stork (Ibis leucocephalus)
4. Black Stork (Ciconia ligra)
5. White-necked Stork (Ciconia episcopus)
6. Black-necked Stork (Xenorhynchus asiaticus)
7. Ibises of family Threskiornithidae

8. Hill Partridges of genus Arborophila
9. Long-billed Partridge (*Rhizothera longirostris*)
10. Ferruginous Wood Partridge (*Caloperdix oculea*)
11. Bambo Partridge (*Bambusicola fytchii*)
12. Roulroul (*Rollulus roulroul*)
13. Pheasants of genus Lophura
14. Hume's Pheasant (*Syrnaticus humiae*)
15. White-breasted Waterhen (*Amaurornis phoenicurus*)
16. Sarus Crane (*Grus antigone*)
17. Lapwings of genus Vanellus
18. Thick-knees of family Burhinidae
19. Munias and Weavers of family Ploceidae
20. Red-billed Ground Cuckoo (*Carpococcyx renauldi*)
21. Coucak or Crow Pheasant of genus Centropus
22. Kingfishers of family Alcedinidae
23. Laughing Trushes of genus Garrulax
24. Hoopoe (*Upupa epops*)
25. Silver-eared mesia (*Leiothrix argentauris*)
26. Grey-headed Parakeet (*Psittacula finschii*)
27. Treepies of genus Dendrocitta
28. Great Hornbill (*Buceros bicornis*)
29. Indian Pied Hornbill (*Anthracoceros albirostris*)
30. Black Hornbill (*Anthracoceros malayanus*)
31. Racket-tailed Treepies (*Crypsirina temia*)
32. Babblers, Thrushes, Mesia, Cutia, Barwing, Sivas, Yuhinas and Sibi genera Pellorneum, Trichastoma, Malacopteron, Stachyris, Macronous, Chrysomma
33. Parrots of genus Psittacula
34. Magpie Robin (*Copsychus saularis*)
35. White-rumped Shama (*Copsychus malabaricus*)
36. Forktails of genus Enicurus
37. Rock Thrush of genus Monticola
38. Warblers of subfamily Sylviinae
39. Black-collared Starling (*Sturnus nigricollis*)
40. Sunbirds of family Nectariniidae
41. Crested Jay (*Platylophus galericulatus*)
42. White-winged Black Jay (*Platysmurus leucopterus*)
43. Flowerpeckers of family Dicaeidae
44. Robins of genera Phoenicurus, Rhyacornis, Thamnota, Hodgsonius, and Cinclidium
45. Red-breasted Parakeet (*Psittacula alexandri*)
46. Cuckoo Dove of genus Macropygia
47. Red Turtle Dove (*Streptopelia tranquebarica*)
48. Spotted-necked Dove (*Streptopelia chinensis*)
49. Zebra Dove (*Geopelia striata*)
50. Emerald Dove (*Chalcophaps indica*)
51. Rufous Dove (*Streptopelia orientalis*)
52. Cutia (*Cutia nipalensis*)
53. Trogons of family Trogonidae
54. Ioras and Leafbirds of family Chloropscidae
55. Hill Myna (*Gracula religiosa*)
56. White-eyes of family Zosteropidae
57. Orioles and Bluebirds of family Oriolidae
58. Sanderling (*Crocethia alba*)
59. Rail Babbler (*Eupetes macrocerus*)
60. Red-winged Crested Cuckoo (*Clamator coromandus*)
61. Cuckoos of genus Cacomantis
62. Cuckoos of genus Cuculus
63. Cuckoos of genus Chrysococcyx

64. Drongo Cuckoo (*Surniculus lugubris*)
65. Owls of family Strigidae
66. Anhinga (*Anhinga anhinga*)
67. Hornbills of family Bucerotidae
68. White-eyed River Martin (*Pseudochelidon sirintarae*)
69. Bee-eaters of family Meropidae
70. Larks of family Alaudidae
71. Flycatchers and Niltavas of subfamily Muscicapinae
72. Brown Barbet (*Calorhamphus fuliginosus*)
73. Nicobar Pigeon (*Caloenas nicobarica*)
74. Sandpipers and Shanks of genus Tringa
75. Broad-billed Sandpiper (*Limicola falcinellus*)
76. Curlew Sandpiper (*Calidris furruginea*)
77. Asian Dowitcher (*Limnodromus semipalmatus*)
78. Drongos of family Dicruridae
79. Koel (*Eudynamys scolopacea*)
80. Thrushes of genera *Zoothera* and *Turdus*
81. Common Sandpiper (*Actitis hypoleucos*)
82. Wagtails and Pipits of family Motacillidae
83. Greater Adjutant Stork (*Leptoptilos dubius*)
84. Lesser Adjutant Stork (*Leptoptilos javanicus*)
85. Great Barbet (*Megalaima virens*)
86. Tits of family Paridae
87. Coppersmith Barbet (*Megalaima maemacephala*)
88. Wandering Tattler (*Heteroscelus incanus*)
89. Night Jars of family Caprimulgidae
90. Black-billed Roller (*Coracias benghalensis*)
91. Dollar Bird (*Eurystomus orientalis*)
92. Nuthatches of family Sittidae
93. Pittas of family Pittidae
94. Knots and Stints of genus *Calidris*
95. Swifts, Tree Swifts, Swallows, and Martins of family Apodidae, Hemiprocnidae, and Hirundinidae
96. Gulls and Turns of family Laridae
97. Malkohas of genus Phaenicopheus
98. Bulbuls of family Pycnonotidae
99. Little Grebe (*Podiceps ruficollis*)
100. Open-billed Stork (*Anastomus oscitans*)
101. Parrotbills of genus Paradoxomis
102. Black-tailed godwit (*Limosa limosa*)
103. Bar-tailed godwit (*Limosa lapponica*)
104. Comb Duck (*Sarkidiornis melanotos*)
105. White-winged Wood Duck (*Cairina scutulata*)
106. Pigeons of genus Treron
107. Jambu Fruit Pigeon (*Ptilinopus jambu*)
108. Brown-throated Tree Creeper (*Certhia discolor*)
109. Frogmouths of family Podargidae
110. Spectacled Barwing (*Actinodura ramsayi*)
111. Cochoas of genus Cochoa
112. Pintail Parrot Finch (*Erythrura prasina*)
113. Broadbills of family Eurylaimidae
114. Minivets of family Campophagidae
115. Turnstone (*Arenaria interpres*)
116. Barbets of genus Megalaima
117. Brown Dipper (*Cinclus pallasii*)
118. Herons, Bitterns, and Egrets of family Ardeidae
119. Green Peafowl (*Pavo muticus*)
120. Scimitar of genus Pomatorhinus
121. Ruff and Reeve (*Philomachus pugnax*)

122. Pied Imperial Pigeon (*Ducula bicolor*)
123. Peacock pheasants of genus Polyplectron
124. Sivas of genus Minla
125. Barn Owl (*Tyto alba*)
126. Greenpies of genus Cissa
127. Golden-crested Myna (*Ampelicens coronatus*)
128. Shrike Babblers of genera Pteruthius and Gampsorhynchus
129. Blue-rumped Parrot (*Psittinus cyanurus*)
130. Hanging Lorikeets of genera Loriculus
131. Helmeted Hornbill (*Rhinoplax vigil*)
132. Great Argus Pheasant (*Argusianus argus*)
133. Hawks, Kites, Buzzards, Goshawk, Shikra, Eagles, Vultures, Harriers, Ospreys, Falconats, Falcons, Hobby and Kestrels of order Falconiforme
134. Woodpeckers of family Picidae
135. Plovers in genera Charadrius and Pluvialis
136. Blue Whistling Thrush (*Myophonus caeruleus*)
137. Ashy Wood Swallow (*Artamus fuscus*)
138. House Crow (*Corvus splendens*)
139. Large-billed Crow (*Corvus macrorhynchus*)
140. Black-headed Shrike (*Lanius schach*)
141. Pied Starling (*Sturnus contra*)
142. Jerdon's Starling (*Sturnus burmannicus*)
143. Common Myna (*Acridotheres tristis*)
144. Crested Myna (*Sturnus javanicus*)
145. Owls of genera Ketupa and Bubo

C. Reptilia

1. Flying Lizard of genus Draco
2. Garden Lizard of genus Calotes
3. Spiny Lizard of genus Acanthosaura
4. Angle-headed Lizard of genus Goniocephalus
5. Oriental Water Lizard (*Physignathus cocincinus*)
6. False Gavial (*Tomistoma schlegelii*)
7. Gecko of genus Cyrtodactylus
8. Flying Gecko of genus Ptychozoon
9. Hawksbill Turtle (*Eretmochelys imbricata*)
10. River Turtle or Four-Toed Turtle (*Batagur baska*)
11. Spiny Hill Turtle (*Geoemyda spinosa*)
12. Impressed Tortoise (*Testssudi impressa*)
13. Green Turtle (*Chelonia mydas*)
14. Loggerhead Turtle (*Caretta caretta*)
15. Big-headed Turtle (*Platysternum megacephalum*)
16. Leathery Turtle (*Dermochelys coriacea*)
17. Giant Asiatic Tortoise (*Testudo emys*)
18. Pacific Ridley's Turtle (*Lepidochelys olivacea*)
19. Elongate Tortoise (*Testudo elongata*)
20. Roughtneck Monitor (*Varanus rudicollis*)

D. Amphibia

1. Crocodile Salamander (*Tylototriton versucosus*)

3. 国家環境保全法

環境保全法

第一条。

本法を「国家環境の質的向上および保全に関する仏曆二五三五年（西曆一九九二年。以下同）法令」と呼ぶ。

第二条。

本法は官報公布の翌日から六十日が経過した時に発効する。

第三条。

以下の法令を廃止する。

(一) 国家環境の質的向上および保全に関する一九七五年法令。

(二) 国家環境の質的向上および保全に関する一九七八年法令（第二号）。

(三) 国家環境の質的向上および保全に関する一九七九年法令（第三号）。

第四条。

本法令において、

「環境」とは自然に発生したあるいは人為的に作られた、人間の周囲に物理的および生物学的に存在する各種の事物を意味する。

「環境の質」とは自然の動物、植物および資源、および人為物からなる、国民の生活および人類の健全な生存に貢献する自然のバランスを意味する。

「環境基準」とは環境の質的向上および保全のために規定する水、大気、騒音および環境のその他の状態の質に関する一般的な基準値を意味する。

「基金」とは環境基金を意味

する。

「汚染物質」とは汚染発生源から排出され、あるいは自然環境の中に存在し、環境の質への影響あるいは国民の健康への被害を及ぼす状態を発生させる、あるいは発生させる可能性がある、廃棄物、危険物およびその他の物質、およびそれらの残液、沈殿物あるいは残留物を意味し、汚染源から発生する、あるいは排出される放射能、熱、光線、音声、臭い、振動あるいはその他の迷惑の原因を含む。

「汚染状態」とは汚染物質により環境が質的に劣化した、例えば水質汚染、大気汚染、土壌汚染などの、変化あるいは汚染した環境の状態を意味する。

「汚染発生源」とは汚染物質を発生させる地域、工場、建物、建造物、交通機関、営業所あるいはその他の物を意味する。

「廃棄物」とは汚染発生源から排出された、あるいは発生したゴミ、汚物、廃水、汚染大気、物質あるいはその他の危険物を意味し、その固体、液体あるいは気体状の残液、沈殿物あるいは残留物を含む。

「廃水」とは液体状の廃棄物およびその液体に溶解あるいは混合された物質を意味する。

「汚染大気」とは大気中に浮遊する細かい状態の蒸気、臭煙、ガス、煤煙、粉塵、灰あるいはその他の物質の状態にある廃棄

物を意味する。

「危険物」とは爆発物、引火物、酸化物および過酸化物、有毒物質、発病物質、放射性物質、遺伝異常誘発物質、腐食物質、毒性物質または化学品であるか否かを問わず、人間、動物、植物、資源あるいは環境に危険を及ぼす可能性のあるその他の物質を意味する。

「快適性阻害要因」とは厚生法に基づく快適性阻害要因を意味する。

「交通機関」とは自動車法に基づく自動車あるいは自動二輪車、タイ船舶法に基づく船舶または航空法に基づく航空機を意味する。

「管理者」とは汚染発生源の所有者あるいは占有者自身が投資し、経費を負担して廃水処理、廃棄物処理あるいはその他の汚染物質処理のために設置した廃水処理設備、廃棄物処理設備、またはその他の汚染物質の管理、処理、除去のための設備あるいは用具の管理、検査、分析、稼働およびメンテナンスを行う許可証取得者を意味する。

「サービス請負業者」とは廃水処理あるいは廃棄物処理、または環境検査の請負営業の許可証取得者を意味する。

「保護区域」とは国立公園区域、野生動物保護区域、観光保全区域およびほうりつ規定に基づき環境保全のために保護地域に指定されたその他の区域を意味する。

「地方行政官」とは以下の者を意味する。

- (一) 自治市（テーサベン）については市長。
- (二) 保健区（スカービベン）については区長。
- (三) 県庁行政地域については県知事。
- (四) バンコク都についてはバンコク都知事。
- (五) バタヤ市についてはバタヤ市次官。
- (六) (一) から (五) 以外については特定の法律に基づき地域の行政体に指定された地方行政体の行政官。

「汚染物質規制官」とは本法令に基づく汚染物質規制に関する職務を行う、大臣が任命する者を意味する。

「係官」とは本法令に基づく職務権限を有する、大臣が任命する者を意味する。

「大臣」とは科学技術環境大臣を意味する。

第五条。

本法令の規定が県に言及する、あるいは県知事の権限を規定する場合はバンコクあるいはバンコク都知事の権限をも意味する。

第六条。

共同で国家の環境の質的向上および保安にあたるために人は以下の権利および義務を有する。

(一) 環境の質的向上および保安に関する情報および書類を行政体から入手する。ただし行政体が国家安全保障上の秘密、または法律の保護を受ける個人の権利、財産権あるいは商業あ

るいは活動上と秘密と見做す情報あるいは書類を除く。

(二) 行政体あるいは公共事業体が創始、援助あるいは運営した活動あるいは事業を原因とする、汚染物質あるいは汚染状態の蔓延による危険から被害を受けた場合に、賠償を受ける。あるいは補償を受ける。

(三) 発見した汚染物質規制法あるいは天然資源保護法の違反行為について違反行為者を行政官に訴える。

(四) 環境の質的向上および保安に関する行政官の職務に対する協力および援助を行う。

(五) 本法令あるいは環境の質的向上および保安に関するその他の法律を遵守する。

その際、本法令あるいはそれぞれの法律の規定に従う。

第七条。

環境の質的向上および保安における国民参加を促すために、環境保安あるいは天然資源保護に直接関わる活動を行い、政治的な目的あるいは営利目的を持たない、タイ法あるいは外国法に基づく法人である民間団体は、省令が規定する規則、方法および条件に基づき、科学技術環境省に環境保安および天然資源保護に関する民間団体登録を申請する権利を有する。

第八条。

第七条に基づき登録した民間団体は以下の項目について行政体の援助あるいは支援を受ける。

(一) 本法令あるいは環境の質的向上および保安に関するそ

の他の法律に基づき行政官の職務を補佐するボランティア配置。

(二) 環境保安および天然資源保護に関し公衆に正しい意識を持たせるための広報あるいは情報提供。

(三) 地域の環境保安および天然資源保護のための事業あるいは活動を創始するその地域住民の援助。

(四) 汚染物質の源域あるいは拡散による汚染状態から危険あるいは損害を受けた住民、およびその被害者の賠償あるいは補償費要求訴訟の原告代表に対する法的援助。

登録した民間団体が第一段落に基づき活動において問題あるいは障害に直面し、国家環境委員会に援助を要請した場合は、首相は国家環境委員会の助言により、適当な援助給与または関連する行政体あるいは公共事業体による援助あるいは協力をを行うことを命令する権限を有する。

基金委員会は国家環境委員会の承認により、特定の活動を支援するために、登録した民間団体に対する補助金あるいは融資の提供を検討する。

登録した民間団体は国家環境委員会の有識者委員として民間代表を内閣に推薦することができる。

登録した民間団体の活動が治安を乱し、不適切な行為を行った場合は、大臣はその民間団体の登録抹消を命令する権限を有する。

環境保全法 (第二回)

(國家環境の質的向上および保全に関する一九九二年法令のつづき)

第九条

自然災害あるいは汚染物質の拡散による汚染状態にともない、緊迫を要する、あるいは危険な事態が発生し、それを放置しておくとは国民の生命、身体あるいは健康に深刻な危険を及ぼす、または国民あるいは國家の財産に多大な損害を与える可能性がある時は、内閣総理大臣は必要に応じて、行政体、公共事業体あるいは何等かの者、およびその危険あるいは損害を受けた、あるいは受ける可能性のある者に対して、その危険および損害を規制、阻止、あるいは緩和させるために、何等かの行為を行うよう命令する権限を有する。

何等かの者がその汚染者であることが判明している場合は、内閣総理大臣はその者に対してその危険な状態にある間、汚染状態を深刻化させる行為を停止するよう命令する権限を有する。

第一段落に基づき命令権限については、内閣総理大臣は命令書を公布することにより、県知事にその県内における内閣総理

大臣の代行を委任することができる。

第一段落に基づき内閣総理大臣が命令した時は、その命令を速やかに官報で公布する。

第一〇条

第九条に基づく汚染状態にともなう緊急事態あるいは危険状態の防止、解決、阻止あるいは緩和のために、大臣は事前に防止措置および発生事態に対する緊急対策計画を策定しておく。

第一一条

内閣総理大臣および科学技術エネルギー環境大臣を自身の職務権限に関する部分に限り、本法令の責任大臣とする。

科学技術エネルギー環境大臣は汚染物質規制官および採官を任命し、本法令実施附表の範囲内での手続および本法令施行のためのその他の活動を規定する省令を公布する権限を有する。

その省令は、官報で公布された時に施行することができる。

第一章

國家環境委員会

第一条

内閣総理大臣の委員長、内閣総理大臣が委任する内閣副総理大臣の第一副委員長、科学技術エネルギー環境大臣の第一副委員長、国防大臣、大蔵大臣、農林・協同組合大臣、運輸通信大臣、内務大臣、文部大臣、厚生大臣、工業大臣、投資奨励委員会事務局長、予算局局長および内閣が任命する八人以下で、半数以上の民間代表を含む環境に関する有識者の委員、および科学技術エネルギー環境事務次官の委員兼書記で構成する國家環境委員会を設置する。

有識者委員の任命では、環境の質的向上および保全に関する知識、専門性、業績および経験を有する者のなかから任命する。

第三条

國家環境委員会は以下の職務権限を有する。

- (一) 内閣の承認を受け、國家環境の質的向上および保全政策および計画を提案する。
- (二) 第三二条に基づく環境措置を規定する。
- (三) 第三五条に基づき大臣が提出する環境管理計画を審議、承認する。
- (四) 第三七条に基づく県レベルの環境管理のための事業計画を審議、承認する。
- (五) 國家環境の質的向上および保全政策および計画を施行するために、金融、財政、税制および投資奨励面での措置を内閣に提言する。
- (六) 環境の質的向上および保

金に関する法律の追加あるいは改正を内閣に提言する。

(七) 第五三条(一)に基づき汚染物質規制委員会が提出する、汚染物質あるいは汚染状態の拡散にともなう危険の防止、あるいは対策のための事業計画を審議、承認する。

(八) 第五五条に基づき内閣が提出する、公害発生源措置を審議、承認する。

(九) 環境の質的向上および保金に関する法律を相補するため必要な勅令、省令、規約、条例、布告、規制および命令の制定を管轄し、促進する。

(一〇) 行政体あるいは公共事業体が環境保全に関する法律、規約あるいは規則に違反し、あるいは従わないために深刻な損害を発生させる可能性があることが判明した場合、内閣総理大臣に命令発布について見解を提出する。

(一一) 環境の質的向上および保全に関して、行政体、公共事業体、および民間の間の協力および調整促進のための措置を規定する。

(一二) 基金の管理および運営を管轄する。

(一三) 一年に一回以上、国の環境状態に関する報告を内閣に提出する。

(一四) 本法令あるいはその他の法律が規定する国家環境委員会の職務権限に基づき、その他の職務を行う。

第一四條

内閣が任命する有識者委員の任期は一期三年とするが、二期連続以内で新たに任命を受けることができる。

任命してある他の有識者の任期中に有識者委員を追加して任命する場合は、追加任命された有識者委員の任期は先に任命されていた有識者委員の任期に等しいものとする。

第一五條

第一四條に基づく任期切れにともなう離任以外に、内閣が任命する有識者委員は以下の時に離任する。

- (一) 死亡した。
 - (二) 辞任した。
 - (三) 破産宣告を受けた。
 - (四) 無能力の者あるいは無能力の者と同様との宣告を受けた。
 - (五) 判決が確定し、禁固刑に服した。ただし過失罪あるいは軽犯罪による服役の場合を除く。
 - (六) 通常の職務を行えない、不適当な行動があった、または環境に直接影響を及ぼす、あるいは深刻は損害をもたらす活動あるいは事業に利害があるとの理由により、内閣に離免された。
- 有識者委員が任期前に離任した場合は、内閣は代替りの有識者委員を任命することができる。代替りに任命された者の任期は自身が代わった者の残りの任期に等しい。

第一六條

国家環境委員会の会議において、委員長が会議に欠席した、

あるいは職務を果たせない場合は、第一副委員長が会議の議長を務める。委員長および第一副議長が会議に欠席した、あるいは職務を果たせない場合は、第一副委員長が会議の議長を務める。委員長および二人の副委員長が会議に欠席した、あるいは職務を果たせない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を会議の議長に選出する。

第一七條

国家環境委員会の会議は、委員総数の半数以上の出席をもって成立する。

会議の最低は多数決による。票決において委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は会議の議長が決定票としてさらに一票を投じる。

第一八條

国家環境委員会は国家環境委員会の委任に基づき特定の審議あるいは職務を行う、専門委員会あるいは小委員会を任命することができる。

専門委員会および小委員会の会議に、第一六條および第一七條を準用する。

第一九條

国家環境委員会は行政体、公共事業体およびその他の者に対して、行政体、公共事業体あるいはその者が審議したプロジェクトおよび事業計画に関する環境影響調査報告および資料あるいはデータを提出するよう要求

する権限を有する。その際、特定のプロジェクトあるいは事業計画が環境に深刻な損害を与える可能性がある」と判断した場合は、関係者を喚問し、内閣に対して策を提出させることができる。第一段落に基づく保護を受けた特許秘密に関するものである場合は、国家環境委員会はその資料および情報に基づき目的のみのために利用しなければならない。

第二〇条

職務遂行において、国家環境委員会、専門委員会あるいは小委員会は必要に応じて何等かの者を招き、学術的な説明、見解あるいは助言を求め、また事実の入手のため、あるいは環境に影響する可能性のある活動の調査のための協力を求めることができる。

第二一条

本法令に基づく職務遂行において、国家環境委員会は科学技術エネルギー環境政策企画事務局、公害規制局あるいは環境促進局に職務を委任する、あるいは国家環境委員会の審議に諮るための提案準備を委任することができる。

第二章

環境基金。

第二二条。

大蔵省内に「環境基金」と呼び、以下の資金および財からな

る一基金を設置する。

(一) 内閣総理大臣が規定する額に基づく燃料油基金。

(二) 一九九二会計年度歳出予算法令に基づく環境および生活の質的改善のための運用資金からの移管資金。

(三) 本法令に基づき徴収するサービス料および罰金。

(四) 時宜的な政府からの補填金。

(五) 国内外の民間、外国政府あるいは国際機関から受領する資金あるいはその他の財。

(六) 本基金から生まれる利息およびその他の利益。

(七) 本資金運営のために受領するその他の資金。

大蔵省主計局は環境基金の資金および財を保管し、本法令に基づき環境基金の運用手続きを行う。

第二三条。

基金は以下の活動のために運用する。

(一) 総合陸水処理施設あるいは総合廃棄物処理施設の投資および運営、およびその施設の運営および保持に必要な土地、資材、設備類の購入のために行政体あるいは地方行政体に給与する。

(二) 地方行政体あるいは公共事業体の活動においてのみ使用する廃棄ガスあるいは廃水処理施設、廃棄物処理施設またはその他の設備設置のために地方行政体あるいは公共事業体に貸し付ける。

(三) 民間の、自身の活動あるいは事業により発生する汚染物質管理あるいは処理のために廃棄ガスあるいは廃水処理施設、廃棄物処理施設またはその他の設備を設置しなければならない法的な義務を有する者、または本法令に基づく廃水処理あるいは廃棄物処理のサービス請負業者の許可証取得者に貸し付ける。

(四) 基金委員会が適当だと判断し、国家環境委員会の承認を受けた、環境の質的向上および保全に関する何等かの活動に援助および助成を付与する。

(五) 基金運営経費。

第二四条。

科学技術エネルギー環境省事務次官の委員長、農業・協同組合省事務次官、国家経済社会開発委員会 (NESDB) 事務局長、予算局局長、地方行政局局長、主計局局長、公共土木局局長、工場局局長、地下資源局局長、公害規制局局長、環境促進局局長および国家環境委員会が任命する五名以下の有識者の委員、および環境政策企画事務局局長の委員兼書記で構成する一組の環境委員会を設置する。

第一四条および第一五条の規定を基金委員会の有識者委員の就任に準用する。

第二五条。

基金委員会は以下の職務権限を有する。

(一) 第二三条の規定に基づく活動のための基金資金配分に

ついて審議する。

(二) 基金資金の配分あるいは貸し付け申請の規則、条件、規約および方法を規定する。

(三) 第二九条および第三〇条に基づき、基金管理人の職務権限および方法、および基金委員会、主計局と第二九条および第三〇条に基づき基金管理人の間の調整方法に関する規約を規定する。

(四) 基金資金の受領および引き出し規約を制定する。

(五) 第二三条(二)あるいは(三)に基づき基金貸付金の返済期間、および必要、適当な金利及び抵当保証を規定する。

(六) 第九三条に基づき基金に納金するサービス料差し引きおよび罰金の額及び規則を規定する。

(七) 国家環境委員会の規定に基づき基金の会計報告を作成し、国家環境委員会に提出する。

(八) 本法令の規定に基づきその他の職務を行う。

基金委員会による(二)(三)あるいは(四)に基づく規約制定、および(一)あるいは(五)に基づき職務遂行のための方針規定は国家環境委員会の承認を受けなければならない。

基金委員会は基金委員会が委任する特定の審議あるいは職務を行う小委員会を任命することができる。

第二六条。

第一六条、第一七条および第二〇条の規定を基金委員会および基金委員会が任命した小委員

会の職務に準用する。

第二七条。

第二三条(一)に基づき基金資金配分審議に置いて、基金委員会は、第二九条に基づき県レベルの環境管理事業計画における第二九条に基づき国家予算の一部あるいは地方行政体収益からの助成を受けた廃水処理施設、または廃棄物処理施設の建設あるいは設置手続きのための申請を最優先して審議する。

第一段落に基づき国家予算あるいは地方収益と基金委員会が認可する基金資金との比率は、国家環境委員会が規定する規則に従う。

第二八条。

第二三条(二)あるいは(三)に基づき地方行政体、公共事業体あるいは民間への貸し付けのための基金資金配分については、基金委員会は国家環境委員会が規定する規則および条件に基づき審議する。

本法令の施行奨励のために、基金委員会は国家環境委員会の承認により、特別の期間および適当な低利あるいは無利子規定による、特定の地方行政体、公共事業体あるいは民間への貸し付けのために基金資金を配分することができる。

第二九条

大蔵省主計局局長を、第二三条(一)に基づき総合廃水処理施設あるいは総合廃棄物処理施

設の投資および運営のために行政府あるいは地方行政体に配分する基金資金、および第二三条

(二)および(三)以外に基金委員会が配分する基金資金に関する基金管理人とする。

第三〇条

基金委員会は第二三条(二)あるいは(三)に基づき地方行政体、公共事業体あるいは民間に貸し付ける基金資金について、政府の金融機関あるいはタイ産業金融公社に基金管理人を委託することができる。

第一段落に基づき手続きにおいて基金管理人は、投資および学術上の可能性を分析する義務、および貸付者の立場で基金委員会の代わり貸付契約を締結し、契約の条件に基づきその資金の保管および支払いを行い、催促を行い、金利とともに返済を受け、基金へ納金する権限を有し、また基金委員会の承認により貸付における規約を制定する権限を有する。

第二段落に基づき貸付契約における返済条件の規定は、本法令あるいは関連する他の法律の規定に基づき借入者の法定義務のみに関するものでなければならない。

(つづく)

環境保全法 (第三回)

(「国家環境の質的向上及び保全に関する一九九二年法令」のつぎ)

第三二条

第三二条に基づき大臣省主計局が保管する環境基金資金について、主計局は政府金融機関の普通預金あるいは定期預金により金利報酬を得ることができる。

第三二条に基づく活動に利用するために環境資金に納金し、国家歳入として国庫に納金する必要はない。

第三章 環境保全

第一節 環境基準

第三二条

環境の質的向上および保全のために、国家環境委員会は官報において以下の点についての環境基準を規定する権限を有する。

(一) 各周辺地域の利用地域の利用状況に基づき分類しての、国内の河川、運河、沢、池、湖、貯水池およびその他の公共水源

における水質基準。

(二) 河口域を含む、沿海における水質基準。

(三) 井戸の水質基準。

(四) 一般の大気中の大気基準。

(五) 一般の騒音および振動基準。

(六) 他の点についての環境基準。

第一段階に基づく環境基準制定は科学的な原理、法則および証拠を基礎としなければならない。関連する経済、社会および技術上の可能性を考慮しなければならない。

第三三条

必要な場合は、第四二条に基づく保護区域あるいは環境保全区域、第四五条に基づく汚染物質規定区域について、国家環境委員会は特別ケースとして第三二条に基づき規定した環境基準より高い環境基準を規定する権限を有する。

第三四条

国家環境委員会は国の科学技術の進歩および経済社会上の要

化に応じて、すでに規定してある環境基準を改定する権限を有する。

第二節 環境

第三五条

大臣は第一三条(一)に基づき制定された国家環境の質的向上および保全の政策および計画を施行するために、国家環境委員会の承認により「環境管理計画」と呼ぶ事業計画を策定する。

第一段落に基づく環境管理計画は官報で公布する。

関連する行政体はそれぞれの権限によって環境管理計画に従って職務を行う義務を有し、所定の目的および目標を達成するために科学技術エネルギー環境省は関係する行政体および公共事業体に、その環境管理計画に基づく何等かの事業計画策定あるいは事業遂行について助言する義務を有する。

第三六条

第三五条に基づく環境管理計画は必要に応じて短期、中期あるいは長期の計画として策定することができる。以下の点について事業計画および実行原則と組み合わせる。

(一) 大気、水質および他の点についての環境の質的管理。

(二) 発生源における汚染物質規則。

(三) 自然環境、天然資源あるいは美術環境の保護。

(四) 計画施行に必要な国家予算および基金資金額の見積もり。

(五) 関連する行政体間および行政体と民間団体の間の協力および調整促進のための組織体制および事業運営規約、および計画施行に必要な保官の人員数。

(六) 計画施行に必要な法律、規則、条例、規約、命令および通達制定。

(七) 計画の事業および関連法施行の評価のための、環境の質の調査、評価および分析。

第三七条

環境管理計画が官報で公布され、施行された時は、第四三条に基づく環境保全区域、あるいは第五九条に基づく汚染物質規制区域の県知事は、県レベルの環境管理のための事業計画を策定し、国家環境委員会がその県に県レベルの環境管理事業計画を策定するよう通知した日から一二〇日以内に、国家環境委員会に提案する義務を有する。ただし適当な理由がある場合は、国家環境委員会はその期間を必要に応じて延ばすことができる。

第五九条に基づく汚染物質規制区域についての県レベルの環境管理事業計画策定において、県知事は第六〇条に基づき地方行政官が策定する汚染物質規制区域内の汚染物質規制事業計画

を県レベルの環境管理事業計画の一部に盛り込む。

第四三条に基づく環境保全区域あるいは第五九条に基づく汚染物質規制区域内にない県が県内における環境の質的向上および保全事業を行うことを希望する場合は、その県知事は環境管理計画に沿って県レベルの環境管理事業計画を策定し、国家環境委員会に提案することができる。

第三八条

国家環境委員会に提案する県レベルの環境管理事業計画では、国家環境計画が規定する原則に基づき環境管理制度を提案しなければならないが、その県の経済、社会および環境面での諸問題の深刻度および条件を考慮しつつ、以下の点を重視する。

(一) 発生源における汚染物質規制計画。

(二) 行政体あるいは地方行政体の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の建設、設置、改善、変更、修理、保守および運営に必要な土地、資材、設備および用具の調達および入手計画。

(三) (二) に基づき総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および保守のための税金およびサービス料徴収計画。

(四) 汚染発生源からの他の廃水および廃棄物の検査、評価および規制計画。

(五) 汚染物質規制、自然、

天然資源及び美術環境保護に関する法律違反防止および取締のための法律施行計画。

第三九条

取初に国家環境委員会の審査を受ける県レベルの環境管理事業計画では、第三八条(二)に基づき総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営についての国家予算および基金資金額の見積もりも提示しなければならない。総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の準備が整っていない県は、その県内における廃水処理設備あるいは廃棄物設備の建設および運営サービスを民間に代行させるための投資奨励計画を提案する。

第一段落に基づき事業計画策定では、予算および基金資金の配分申請とともに、詳細な設計図あるいは総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の建設、設置、改善、変更、修理、保守事業の価格見積もりおよび運営方法も添付しなければならない。

第一段落に基づき国家予算申請を有する県レベルの環境管理事業計画の承認のため、環境政策企画事務局は県レベルの環境管理事業計画を創造、分析し、その目的のみのための環境政策企画事務局の年度歳出予算を申請する。

第四〇条

地理上あるいは生態系上の理由により、または環境および自然の正當かつ適當な管理のために、ある環境管理事業が複数の県にまたがって施行しなければならない場合は、関連する県知事を第三七条に基づき事業計画を共同で策定する。

第四一条

第三七条に基づき事業計画を策定しなければならない県が計画を策定しなかった、あるいは策定できなかった、または策定し、提案したが國家環境委員会の承認を得られなかった場合は、國家環境委員会はその県の環境問題について、特定の措置を講じる必要があるような深刻な状態にあるか否かを審議し、必要な場合は、内閣総理大臣に科学技術エネルギー環境省にその県の事業計画策定代行を命令するよう提案する。

第三節

保護区域および環境保全区域

第四二条

國立公園および野生動物保護区域内の区域保護および管理は第三五条に基づき環境管理計画およびそれに関連する法律に従う。

第四三条

ある地域が公共河川の水源に

あたる、希少な生態系を有する、人為的な活動により容易に破壊されうる、あるいは影響を受ける生態系のある、または自然あるいは美術的に価値が高く、保護すべき地域であり、その地域がまた保護区域に指定されていない場合は、大臣が國家環境委員会の助言によりその地域を環境保全区域に指定する省令を公布する権限を有する。

第四四条

第四三条に基づき省令公布においては、以下の一つあるいは複数の保全措置も省令内で規定する。

(一) 自然保護のため、または生態系あるいは美術環境への影響防止のための土地利用規定。

(二) その地域の自然の生態系に変化をもたらす、あるいは美術環境の価値に危険を及ぼす、あるいは影響する原因となる行為あるいは活動の禁止。

(三) 環境への影響分析報告提出を義務付ける、行政体、公共事業体あるいは民間がその地域内で建設あるいは運営を行うプロジェクトあるいは活動の種類および規模規定。

(四) 自然状態、生態系あるいは美術環境の保護のために効率的に協力及び調整するための、その地域専用の管理方法規定および関連する行政体の権限と責任の規定。

(五) その地域の状態に通じたその他の保護措置規定。

第四五条

それぞれの法律に基づく保護区域、総合都市計画区域、特別都市計画区域、建築規制区域、工業団地区域、あるいは本法令に基づく汚染物質規制区域に指定されている地域の環境の質がただちに対処を必要とする危懼的な状態にあるが、関連する行政体には法的な権限のない、あるいは対処能力がない場合は、大臣は國家環境委員会の承認により、その地域の保護および問題対策の必要に則して、第四四条に基づき特定の保護措置を施行することを内閣に申請することができる。

第一段階に基づき内閣の認可を受けた時は、大臣は保護措置を施行する地域の詳細およびその保護措置の施行期間を官報で公布する。

第二段階に基づき公布期間の延長は、國家環境委員会および内閣の承認を受け、官報で公布した時にこれを行うことができる。

第四節

環境への影響分析報告

第四六条

環境の質的向上および保全のため、大臣は國家環境委員会の承認により、環境への影響分析報告提出と第四七条、第四八条および第四九条に基づき承認を義務付ける、行政体、公共事業

体あるいは民間のプロジェクトあるいは活動の種類および規模を官報で公布する権限を有する。

第一段落に基づく公布において、それぞれの種類および規模のプロジェクトあるいは活動についての、環境への影響分析報告の規則、方法、作成基準、およびこれに添付しなければならない関係書類も規定する。

特定の地域における特定の種類のあるいは規模のプロジェクトあるいは活動について環境への影響分析がすでに行われ、同様の地域における同様の種類あるいは規模のプロジェクトあるいは活動に基準として用いることができる場合は、大臣は国家環境委員会の承認により、同様の種類のあるいは規模のプロジェクトあるいは活動について、環境への分析報告作成の義務免除を官報で公布することができる。

ただしその際、そのプロジェクトあるいは活動は大臣が規定する規制および方法に基づき、環境への影響分析において規定されている各種の措置に従うことと同意しなければならない。

第四七条

第四六条に基づき環境への影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトあるいは活動が、行政規約に基づき内閣の承認を受けなければならない行政体、公共事業体のプロジェクトあるいは活動、または民間との共同プロジェクトである場合

は、そのプロジェクトあるいは活動を管理する行政体あるいは公共事業体は事業可能性調査の時点で環境への影響分析報告を作成し、内閣の諮議資料とするために国家環境委員会に提出する。

第一段落に基づき提出された環境への影響分析報告の認否諮議において、内閣は環境分析を専門とする個人あるいは機関に諮議資料のための研究を行い、報告あるいは見解を提出するよう依頼することができる。

第一段落に基づく内閣の承認を必要としない、第四六条に該当するプロジェクトあるいは活動については、そのプロジェクトあるいは活動を管理する行政体あるいは公共事業体は第四八条および第四九条で規定する規則および方法に基づき環境への影響分析報告を作成し、事前に承認を受ける。

第四八条

第四六条に基づき環境への影響分析報告を作成しなければならないプロジェクトあるいは活動が建設あるいは運営を開始する前に事前に法的な許可を受けなければならないプロジェクトあるいは活動である場合は、許可申請者はその法律に基づく権限を有する係官および環境政策企画事務局に環境への影響分析報告を提出する。その報告は、第四六条第二段落に基づき大臣が規定する規則および方法に従

った、基礎的な環境への影響報告として作成することができる。

第一段落に基づくプロジェクトあるいは活動について、法的な認否権限を有する係官は、第四九条に基づき環境政策企画事務局から環境への影響分析報告の諮議結果についての通知があるまで許可命令を延期する。

環境政策企画事務局は提出された環境への影響分析報告および添付書類を審議し、報告が第四六条第二段落で規定する規則および方法に照らして正当ではない、あるいは書類・資料に不備があると判断した場合は、その報告が提出された日から十五日以内に許可申請者にその旨を通知する。

環境政策企画事務局が提出された環境への影響分析報告および添付書類が正当であり、資料に遺漏がないと判断した場合、あるいは第三段落に基づき完全な訂正が施された場合は、環境政策企画事務局はその報告が提出された日から三〇日以内に報告に関する基本見解をまとめ、専門委員会の審議に諮る。

第四段落に基づく専門委員会には、関連する学術分野における有識者あるいは専門家で構成し、そのプロジェクトあるいは活動についての法的に認否権限を有する係官あるいは代理人も委員として加わらなければならない。その任命は国家環境委員が規定する規則および方法に従う。

(つづく)

環境保全法 (第四回)

(國家環境の質的向上および保全に関する一九九二年法律のつき)

第四九条。

第四八条に基づき専門委員会による審議は環境政策企画事務局から環境への影響分析報告を受けた日から四十五日以内に終了させる。専門委員会が所定の期間内に審議を終了することができなかつた場合は、専門委員会はこれを承認したものと見做す。

専門委員会が承認した場合あるいは専門委員会が承認したものと見做された場合は、法的権限を有する係官は申請者への許可を命令することができる。

専門委員会が承認しなかつた場合は、申請者が専門委員会の規定する方法あるいは詳細に則して、改正あるいは申請し直し命令に基づき環境への影響分析報告を提出するまで、許可命令を延期する。

その者が改正された、あるいは新たに作成された環境への影響分析報告を提出した時は、専門委員会は報告を受けた日から三十日以内にその報告の審議を終了する。しかし専門委員会が

所定の期間内に審議を終了することができなかつた場合は、専門委員会はこれを承認したものと見做し、その係官は申請者への許可を命令する。

必要に応じて大臣は第四六条に基づき指定された種類および規模のプロジェクトあるいは活動について、そのプロジェクトあるいは活動の許可証の更新ごとに、許可申請時と同様の方法による環境への影響分析報告提出を義務付けることを官報で公布することができる。

第五〇条。

第四八条および第四九条に基づき環境への影響分析報告の審議において、専門委員会あるいは専門委員会から委任された係官は必要に応じて環境への影響分析報告の承認申請のあったプロジェクトあるいは活動の所在地の調査を行う権限を有する。

専門委員会が第四九条に基づき環境への影響分析報告を承認した時は、法的権限を有する係官は許可あるいは許可更新を命令し、環境への影響分析報告において規定されていた措置を、許可あるいは許可更新における法的な条件として規定する。

第五一条。

第四八条および第四九条の施行において、大臣は國家環境委員会の承認により、第四六条に基づき環境への影響分析報告を公認の環境研究専門家により作成する。あるいはその保証を受けることが義務付けることができる。

許可証の申請と発行、環境への影響分析報告作成権を有する環境研究専門家の資格、許可取得者の履行事項、許可証更新、許可証再発行、許可証停止と取り消し、および許可証申請と発行の手数料徴収は官報において規定する規則、方法および条件に従う。

第四章。

汚染物規制則。

第一節。

汚染物規制制委員会。

第五二条。

本法令に基づき汚染物規制制のため、科学技術エネルギー環境省事務次官の委員長、地方行政局長、警察局長、陸運局長、港灣局長、公共土木局長、地下資源局長、工場局長、保険局長、農学局長、環境促進局長、環境政策企画事務局事務局長、バンコク郡次官、國家環境委員会が任命する五人以下の有識者の委員および公習規制局局長の委員兼書記で構成する。「汚染物規制制委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

第一四條および第一五條の規定を汚染物質規制委員会の有識者委員の任期に準用する。

第五三條。

汚染物質規制委員会は以下の権限および義務を有する。

(一) 汚染物質あるいは汚染状態の拡散による危険を防止あるいは改善するための事業計画を國家環境委員会に提出する。

(二) 汚染物質の規制、防止、抑制あるいは除去に関する法律改正手続きについての見解を國家環境委員会に提出する。

(三) 汚染物質規制と環境の質的向上および保安に関する、民間の税制および投資面での促進措置制定についての見解を國家環境委員会に提出する。

(四) 公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備のサービス料金規定について國家環境委員会に提案する。

(五) 第一四四條に基づく汚染発生源規制措置について大臣に助言する。

(六) 第一八八條および第一九九條に従う義務のある汚染発生源の種類規定について大臣に助言する。

(七) 第七九條に基づく危険廃棄物の種類を規定する省令公布について助言する。

(八) 汚染物質の規制、防止、抑制あるいは除去のために、行政体、公共事業体および民間の間の調整を行う。

(九) 年一回、汚染状態に関する報告を作成し、國家環境委

員会に提出する。

(一〇) 本法令に基づく汚染物質規制官命令に対する異議申し立てを裁定する。

(一一) 本法令あるいはその他の法律が規定する汚染物質規制委員会の職務権限に基づき、その他の職務を行う。

(一二) 國家環境委員会が委任するその他の職務を行う。

汚染物質規制委員会は汚染物質規制委員会が委任する特定の諮議および職務を行う小委員会を任命することができる。

第五四條。

第一六條、第一七條および第一二〇條の規定を汚染物質規制委員会および汚染物質規制委員会が委任する小委員会の職務について準用する。

第二節。

汚染発生源規制措置

第五五條。

大臣は汚染物質規制委員会の助言および國家環境委員会の承認により、本法令の規定に基づく環境基準を維持するために、汚染発生源から周囲への排水、排気、廃棄物あるいはその他の汚染物質の廃棄規制について、汚染発生源規制措置を官報において公布する権限を有する。

第五六條。

他の法律に基づき権限により汚染発生源から周囲への排水、排気、廃棄物あるいはその他の

汚染物質の廃棄に関する権限が規定されており、その措置が第五五條に基づき大臣が規定する汚染発生源規制措置以上の水準にある場合は、その措置はその法律の規定に基づき引き続き効力を持つが、その措置が第五五條に基づき大臣が規定する汚染発生源規制措置に達しない水準にある場合は、その法律に基づく権限を有する行政体は汚染発生源規制措置に従う改正を行う。これを執行する上で障害がある場合は、國家環境委員会が裁定を下し、裁定があつたときは関連する行政体はその裁定に従って手続きを行う。

第五七條。

他の法律が特定の行政体の特定の汚染発生源規制措置についての権限を規定しているが、その行政体はその法律に基づく権限を行使していない場合は、大臣は汚染物質規制委員会の助言および國家環境委員会の承認により、その件についての汚染発生源規制措置を官報において公布する権限を有し、その措置はその件についての法的な措置であるものと見做す。

第五八條。

必要に応じて県知事は第五九條に基づく汚染物質規制区域について、第五五條に基づき大臣が規定する汚染発生源規制措置あるいはその他の法律の基づき規定され、第五六條に基づき施行される措置よりも高い水準の汚

汚染発生源規制措置を特別に規定し、官報において公布する権限を有する。

第三章。

汚染物質規制区域。

第五九条。

ある地域において汚染問題が国民の健康に危険を及ぼす、あるいは環境の質に損害を与えるほどに深刻化していることが明らかになった場合は、国家環境委員会は汚染物質の規制、抑制および除去のためのその地域を汚染物質規制区域に指定し、官報において公布する権限を有する。

第六〇条。

第三七条に基づき県レベルの環境管理事業計画策定において、第五九条に基づき汚染物質規制区域に指定された地域の地方行政官は、県レベルの環境管理事業計画に盛り込むために、その汚染物質規制区域内の汚染物質の抑制および除去についての事業計画を策定し、県知事に提出する。

汚染物質の抑制および除去についての事業計画策定は以下のように行う。

(一) その汚染物質規制区域内の汚染発生源に環境する調査および情報収集を行う。

(二) (一)に基づき調査および情報収集を行った汚染発生源の数、種類および規模についての詳細なリストを作成する。

(三) その汚染物質規制区域内での汚染物質の抑制および除去の適当かつ必要な措置と規定するために、汚染状況、問題状況の深刻度および環境の質への影響についての研究、分析および評価を行う。

第一段落および第二段落に基づき地方行政官による汚染物質の抑制および除去についての事業計画策定において、汚染物質規制官は必要な助言および援助を行う。

第六一条。

第六〇条に基づき汚染物質規制区域内の汚染物質の抑制および除去についての事業計画では、必要な公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の建設あるいは運営についての経費見積もりおよび国家予算と資金の申請書も提出する。

第六二条。

汚染物質規制区域について総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置するために土地を確保する必要があるが、公有地を確保することができない場合は、民有地を立地場所として選択する手続きを行う。経費がかかる場合は、県レベルの事業計画において、経費見積もりおよび国家予算と資金の申請書を提出する。

第六三条。

県知事が第六〇条に基づき地方行政官の職務を管理する、地

方行政官が適当な期間内に職務を行うことができない場合は、県知事は地方行政官および国家環境委員会に通知した上で、その職務を代行する権限を有する。

第四節。

大気汚染および騒音。

第六四条

利用される交通機関は第五五条が規定する汚染発生源規制措置を越える汚染物質を発生させてはならない。

第六五条。

係官が第六四条に違反して利用されている交通機関を発見した場合は、その交通機関の利用の絶対禁止あるいは第五五条が規定する汚染発生源規制措置に基づき改善がなされるまでの利用禁止を命令する権限を有する。

第六六条

第六五条に基づき交通機関利用禁止命令において、係官は「利用絶対禁止」あるいは「一時利用禁止」の語句のある、またはそのような意味を持つものとして一般に知られ、理解されるその他のマークを、その交通機関の目立つ場所に設置する。

第一段落に基づき利用禁止マークの作成および撤去、またはそのマークが付いている時の交通機関利用は、省令が規定する規則、方法および条件に従う。

第六七条。

第六五條に基づき職務において、係官は検査のために交通機関を停止させる、またはその交通機関に乗り込み、エンジンおよび備品の検査に必要な行為を行う権限を有する。

第六八條。

大臣は汚染物質規制委員会の助言により、汚染大気、放射能、または煙、蒸気、ガス、微塵あるいは灰の状態にある汚染物質の廃棄規制を受ける汚染発生源の種類について、またどのような形態の汚染物質が五五條の規定に基づく汚染発生源規制措置、あるいはその他の法律に基づき特定の行政体が規定し、第五六條に基づき施行される措置、あるいは第五八條に基づき県知事が汚染物質規制区域について特別に規定する措置の範囲内で排出できるのかについて規定し、官報において公布する権限を有する。

第一段落に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は、汚染物質規制官による規定に基づき、廃棄処理設備、または環境の質に影響する汚染物質を規制、抑制あるいは除去するその他の設備あるいは備品を設置する職務を有する。ただし汚染物質規制官が検査および試験を行い、使用可能と判断した設備あるいは備品がある場合を除く。その際、汚染物質規制官はその排気処理設備および備品の運転管理者の配置を義務付けることができる。

第一段落および第二段落の規定を、五五條の規定に基づく汚染発生源規制措置、あるいはその他の法律に基づき特定の行政体が規定し、第五六條に基づき施行される措置、あるいは第五八條に基づき県知事が汚染物質規制区域について特別に規定する措置の水準を越えた騒音あるいは振動を発生させる汚染発生源にも準用する。

第五節。

水質汚染。

第六九條。

大臣は汚染物質規制委員会の助言により、五五條の規定に基づく汚染発生源規制措置、あるいはその他の法律に基づき特定の行政体が規定し、第五六條に基づき施行される措置、あるいは第五八條に基づき県知事が汚染物質規制区域について特別に規定する措置の範囲内で、公共水源あるいは外部環境への排水あるいは廃棄物の廃棄規制を受ける汚染発生源の種類について規定し、官報において公布する権限を有する。

第七〇條。

第六九條に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は、汚染物質規制官による規定に基づき、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備を建設あるいは設置する義務を有する。その際、汚染物質規制官は所有者あるいは占有者に、建設あるいは設置される廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の管理者の配置を義務

付けることができる。

第六九條に基づく大臣公布の前に、汚染発生源にすでに廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備がある場合は、汚水発生源の所有者あるいは占有者は汚染物質規制官に通知し、その検査を受ける。汚染物質規制官が既存の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備では所定の汚染発生源規制措置に基づく廃水処理あるいは廃棄物処理は不可能だと判断した場合は、汚染発生源の所有者あるいは占有者は汚染物質規制官による指示に基づき、改善を行わなければならない。

第七一條。

汚染物質規制区域または公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備が設置されている地域内では、第七〇條第一段落に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は、汚染物質規制官の規定に基づく廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の建設あるいは設置をまだ行っていない者、またはその汚染物質規制官の規定に基づく廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の建設あるいは設置を望まない者は、自身の事業運営から発生する廃水あるいは廃棄物を、その汚染物質規制区域あるいは地域内にある総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に送付し、処理する義務を有し、かつ本法令あるいは関連する他の法律が規定するサービスクロスを支払わなければならない。

(つづく)

環境保全法（第五回）

（「国家環境の質的向上および保全に関する一九九二年法令」のつづき）

第七二条。

汚染物質規制区域または行政体が総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置した地域において、第七〇条に該当する汚染発生源所有者あるいは占有者を除くすべての汚染発生源所有者あるいは占有者は自身の汚染発生源から発生する廃水あるいは廃棄物をその汚染物質規制区域あるいは地域内の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に送付し、処理する義務を有し、本法令あるいは関連する他の法律が規定するサービス料金を支払わなければならない。ただしその汚染発生源に自身の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備があり、本法令が規定する基準に基づき廃水あるいは廃棄物を処理できる場合を除く。

第七三条。

地方行政官の許可を得ずして廃水処理あるいは廃棄物処理の管理あるいはサービスを請け負うことを禁じる。

許可証の申請と発行、申請者の資格、許可取得者の職務、許可証の更新、許可証の再発行、許可証の停止と取り消し、および許可証の申請と発行の手数料徴収は省令が規定する規則、方法および条件に従う。

サービス請負業の許可取得者は管理者としての許可取得者と見做す。

第一段落に基づくサービス請負業の許可取得者の廃水あるいは廃棄物処理サービスの請け負いにおいては、省令が規定する額を超えるサービス料を徴収することはできない。

第七四条。

まだ行政体が総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置していない汚染物質規制区域または地域において、廃水あるいは廃棄物処理サービスを請け負う許可取得者がいる場合は、第七一条および第七二条に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は地方行政官が規定する規則、方法および条件に基づき、また汚染物質規制官の助言により自身の発生源からの廃水あるいは廃棄物をサービス請負業者に送付し、処理を行う。

第七五条。

汚染物質規制区域、またはまだ行政体が総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置おらず、廃水あるいは廃棄物処理サービスを請け負う許可取得者がいない地域においては、地方行政官は汚染物質規制官の助言により、必要に応じ、その汚染物質規制区域あるいは地域において総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備が建設、設置および運転されるまで、第七一条および第七二条に該当する汚染発生源から発生する廃水あるいは廃棄物の処理について臨時の方法を規定することができる。

第一段落に基づく廃水あるいは廃棄物処理についての臨時の方法とは、適当な方法により廃水あるいは廃棄物を収集し、他の地域にある公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備へ輸送あるいは送付して処理すること、または他の区域において廃水あるいは廃棄物処理サービスを請け負っている許可取得者にその汚染物質規制区域あるいは地域におけるサービス請負開業を臨時に許可すること、またはそのサービス請負業の許可取得者がその汚染物質規制区域あるいは地域の外にある、その者の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備へ輸送して処理するために、廃水あるいは廃棄物の収集を許可することを含む。

第七六条。

公共の総合廃水処理設備あるいは廃水あるいは廃棄物処理サービス業の許可取得者の廃水処理設備により処理された廃水は第五五条に基づき規定する汚染発生源規制基準、または他の法律に基づき権限により行政体が規定し、第五六条に基づき有効な基準、または第五八条に基づき県知事が汚染規制区域について特別に規定する基準を達成しなければならない。

第七七条。

国家予算あるいは地方行政体の収入および本法令に基づく基金を用いて総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置する行政体あるいは地方行政体は、その行政体あるいは地方行政体が設置する総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および管理を行う職務を有する。その場合、行政体あるいは地方行政体は本法令に基づく廃水あるいは廃棄物処理サービス諸負の許可取得者を総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および管理者として雇用することができる。

汚染発生源から公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備までの廃水あるいは廃棄物の収集および輸送の規則と方法、および工場および第七二条に基づきその他の汚染発生源からの廃水あるいは廃棄物の公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備への排出および投棄についての規則、禁止

事項、制限および条件は省令で規定する。

第六節。

その他の汚染物質
および危険廃棄物。

第七八条。

ゴミおよび固形状のその他の廃棄物の処理のための収集、輸送および管理、陸上および海底の鉱山から発生あるいは排出する汚染物質の防止および規制、陸上および海底の原油、天然ガスおよび炭化水素の探査および掘削から発生あるいは排出する汚染物質の防止および規制、または海洋船、タンカーおよびその他の船舶からの廃棄物あるいはその他の物質の排出あるいは陸上により発生する汚染物質の防止および規制はその関連法に従う。

第七九条。

特定の法律の規定がない場合は、大臣は汚染物質規制委員会からの助言により、規制対象となる工業、農業、厚生事業およびその他の活動における生産、化学物質あるいは危険物質使用から発生する危険廃棄物の種類を規定する省令を公布する権限を有する。その際、関連する学術原理に照らして適切かつ正当な、その危険廃棄物の収集、安全維持、輸送、輸出入、管理および処理についての規則、基準および方法も規定する。

第七節。

検査および管理。

第八〇条。

第六八条あるいは第七〇条に基づき自身の排気処理設備、排気あるいはその他の汚染物質の排出管理のための装置あるいは備品、廃水処理設備または廃棄物処理設備を有する、汚染発生源の所有者あるいは占有者は、毎日その設備あるいは装置および備品の稼働状態を示す統計およびデータを収集し、その汚染発生源の所在地において証拠として詳細を記録しておく義務を有し、その設備あるいは装置および備品の稼働報告書を作成し、一カ月に一度以上、その汚染発生源がある地方の行政官に対して提出しなければならない。

統計とデータの収集、詳細の記録および報告は省令が規定する規則、方法および書式に従う。

第一段落に基づき排気処理設備、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備に汚染物質規制官が規定する管理者の配置が義務付けられている場合は、管理者は所有者あるいは占有者に代わり第一段落の規定に基づき手続きを行う義務を有する。

汚水処理あるいは廃棄物処理のサービス諸負業の許可取得者は汚染発生源の所有者あるいは占有者と同様に、第一段落に基づき手続きを行う義務を有する。

第八一条。

地方行政官は第八〇条に基づき

き受けた報告を収集し、一カ月に一度以上、審議の参考とする見解を添えて、その地域を管轄する権限を有する汚染物質規制官に送付する。

第八二条。

本法令の施行のため、汚染物質規制官は以下の権限を有する。

(一) 日照時間内あるいは業務時間内に、廃水処理設備、廃棄物処理設備、排気あるいはその他の廃棄物の排出処理装置および備品の稼働状態を検査するとともに、その設備あるいは装置および備品の稼働に関する詳細記録、統計あるいはデータを検査するために、または本法令違反の疑いがある時に、工場あるいは汚染発生源が所在する建物、場所および区域、または廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備が所在する区域に立ち入る。

(二) 廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の所有者あるいは占有者、管理者またはサービス請負業許可取得者に対して、排気処理設備、廃水処理設備、廃棄物処理設備、または排気あるいはその他の廃棄物の排出処理装置および備品の改善、補修あるいは保持を行うよう文書で命令する。しかしその汚染発生源が工場である場合は、工場法に基づく係官に職務に基づく手続きを行うよう通知する。工場法に基づく係官が自身の職務に基づく職務を行わなかった場合は、汚染物質規制官は本法令が規定する手続きを行う権限を有

する。

(三) 第九〇条、第九一条あるいは第九二条に基づき、工場ではない汚染発生源の所有者あるいは占有者からの罰金徴収を文書で命令する。その汚染発生源が工場である場合は、工場法に基づく係官を本法令に基づく汚染物質規制官と見做し、工場法に基づく係官にその工場の所有者あるいは占有者からの罰金徴収を命令するよう文書で通知する。適当な期間内に工場法に基づく係官が罰金徴収を命令しなかった場合は、汚染物質規制官はその工場である汚染発生源の所有者あるいは占有者からの罰金徴収を命令する権限を有する。

(四) 廃水処理あるいは廃棄物処理のサービス業請負許可取得者が本法令、省令、条例、本法令に基づき公布あるいは規定された規約、布告あるいは条件に違反した、あるいは従わなかった場合、または本法令に基づく汚染物質規制官の命令に従わなかった場合、廃水処理あるいは廃棄物処理のサービス請負許可取得者に対して、サービス請負の停止あるいは休止、または許可証取り消しを文書で命令する。

(五) 第六八条あるいは第七〇条に基づく管理者が本法令、省令、条例、本法令に基づき公布あるいは規定された規約、布告あるいは条件に違反した、あるいは従わなかった場合、または本法令に基づく汚染物質規制

官の命令に従わなかった場合、その管理者の解任を文書で命令する。

第八三条。

関連する行政体間の調整のために必要な場合は、汚染物質規制官は以下の手続きを行う。

(一) 故意に排気、廃水あるいはその他の廃棄物の処理を行わず、未処理の排気、廃水あるいは廃棄物を汚染発生源の周囲環境に排出した、第六九条あるいは第七八条に基づく汚染発生源に関して、その閉鎖、許可証の停止あるいは取り消し、またはその利用停止を命令するようその汚染発生源の法的な管轄権を有する係官に勧告する。

(二) 第七一条あるいは第七二条に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者に本法令に基づく廃水あるいは廃棄物の送付と処理を義務付ける法的な手続きを行うよう地方行政官に勧告する。

(三) 地方行政官あるいは行政体の管轄下にある公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および保持に関して、その地方行政官あるいは行政体に助言する。

第八四条。

本法令に基づく職務において、係官および汚染物質規制官は関係者の求めに応じて身分証明書を提示しなければならない。

係官および汚染物質規制官の身分証明書は省令が規定する書

式に従う。

第八五条。

本法令の施行において、施設あるいは交通機関の所有者あるいは占有者、または関連する義務を有する者は然るべき協力を、係官および汚染物質規制官を刑事法典に基づく係官とする。

第八六条。

第五〇条第一段落あるいは第六五条に基づく係官の職務、および第八二条(一)に基づく汚染物質規制官の職務は、施設あるいは交通機関の所有者あるいは占有者の面前で行い、その者と会うことができなかつた場合は係官あるいは汚染物質規制官が証人となることを要請した後、数の者の面前で行う。

第八七条。

汚染発生源の所有者あるいは占有者、廃水処理あるいは廃棄物処理サービス請負許可取得者、管理者またはその他の者が第八二条(二)(三)(四)あるいは(五)に基づく汚染物質規制官の命令に不服がある場合は、汚染物質規制官の命令通知を受け取った日から三十日以内に、汚染物質規制委員会に対してその命令への異議申し立てを行う権利を有する。

異議申し立て者が汚染物質規制委員会の裁定にも同意しない場合は、汚染物質規制委員会の裁定通知を受け取った日から三

十日以内に大臣に対して再審請求を行う。

大臣の裁定は最終的なものとする。

第八節。

サービス料および罰金。

第八八条。

本法令に基づき配分された国家予算あるいは地方行政体収入および基金資金により建設され、運営されている公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備がある汚染物質規制区域あるいはその他の地域において、国家環境委員会は汚染物質規制委員会の助言により、その総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備がある汚染物質規制区域あるいは地域ごとに適用するサービス料を規定する。

第一段落に基づくサービス料規定は官報において公布する。

第八九条。

第七一条および第七二条に基づく汚染発生源からの廃水あるいは廃棄物の処理について第八八条に基づき規定するサービス料は、必要に応じて異なる額を規定することができる。

居住家屋に該当する小口の利用户である、第七二条に基づく汚染発生源の所有者あるいは占有者は、国家環境委員会が汚染物質規制委員会の助言により規定する規則および条件に基づきサービス料納入を免除される権利を有する。

第九〇条。

第七一条あるいは第七二条に基づき公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備へ廃水あるいは廃棄物の送付し、処理することを怠り、その廃水あるいは廃棄物を自身の汚染発生源がある汚染発生源の周囲環境に排出した、または公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備へ廃水あるいは廃棄物を送付し、処理したが、第八九条第二段落に基づく免除権がないにもかかわらず所定のサービス料を納入しなかつた、汚染発生源の所有者あるいは占有者は本法令の規定を順守するまで第八八条の規定に基づくサービス料の四倍の額の罰金を支払わなければならない。

第九一条。

第七〇条に基づく廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備がありながら、公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に内密に廃水あるいは廃棄物を排出した汚染発生源の所有者あるいは占有者はそのような行為があつた期間を通しての各日分につき、自身の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の稼働にかかる経費の四倍の額の罰金を支払わなければならない、その廃水あるいは廃棄物の排出が公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に何等かの損害あるいは支障をもたらした場合はこれを賠償する義務を有する。

(つづく)

環境保全法（最終回）

（国家環境の質的向上および保全に関する一九九二年法令のつき）

第九二条。

第六八条あるいは第七〇条に基づき汚染発生源の所有者あるいは占有者が、汚染物質、排気、騒音および振動の規制についての自身の施設あるいは備品の使用を怠り、または自身の廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備による廃水あるいは廃棄物処理を怠り、その汚染物質、廃水あるいは廃棄物を汚染発生源の周囲環境に排出した場合は、そのような行為があった期間を通しての各日分につき、自身の施設、備品、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の稼働にかかる経費の四倍の額の罰金を支払わなければならない。

第九三条。

公共の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備を設置した地方行政官あるいは行政体の係官は、その地方行政体あるいは行政体が設置した総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備に関する限りにおいて、

および罰金を徴収し、賠償を請求する職務権限を有する。

第一段落に基づき徴収するサービス料および罰金は政府収入として国庫に納入する必要はなく、基金委員会が規定する比率に基づき基金に納金し、残額は、そのサービス料および罰金を徴収した地方行政体あるいは行政体の総合廃水処理設備あるいは総合廃棄物処理設備の運営および保持についての経費として運用する。

第五章。

奨励措置。

第九四条。

本法令あるいは関連するその他の法律に基づき排気処理設備、廃水処理設備あるいはその他の廃棄物処理設備およびその汚染発生源に必要な施設、備品、用具および資材を設置する義務を有する汚染発生源の所有者あるいは占有者、または本法令に基づき許可を取得したサービス事業者は、行政体に以下の奨励措置および奨励を申請する権利を有する。

（一）国内で調達できない、必要な機械類、設備、備品、用

具あるいは資材の輸入についての輸入税面の奨励申請。

（二）（一）に基づき輸入する機械類、設備、備品、用具あるいは資材の管理者としての資格を備えた者を国内で雇用できない場合、排気処理設備、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の設置、管理あるいは稼働を行う外国人技術者あるいは専門家の入国許可申請、およびその者の国内における管理者業務にともなう収入についての所得税免除申請。

第一段落に基づき法的な義務を有さない汚染発生源の所有者あるいは占有者が自身の事業から発生する排気、廃水あるいはその他の廃棄物の処理のために自身の設備、施設、備品あるいは用具を設置することを希望する場合は、第一段落に基づく奨励および奨励措置を申請する権利を有する。

第九五条。

第九四条に基づき行政体への奨励および奨励申請書は省令が規定する規則、方法および書式に基づき国家環境委員会に提出する。

国家環境委員会は各申請者の財務および投資上の必要に考慮しつつ第一段落に基づき奨励および奨励申請を審議し、申請者に奨励を付与すべきだと判断した場合は、関連する行政体にその職務に基づき申請者に対する奨励あるいは奨励手続きを行うよう助言する。

第六章。
民事責任。

第九六条。

何等かの形で他の者の生命、
身体あるいは健康に危険を及ぼ
す原因、または他の者あるいは
公共の財産に損害を与える原因
となる汚染物質の遺漏あるいは
拡散を起こした汚染発生源につ
いては、その所有者あるいは占
有者は、汚染物質の遺漏あるい
は拡散が汚染発生源所有者ある
いは占有者の故意あるいは過失
行為により発生したかを問わず、
その賠償費あるいは補償費を支
払う責任を有する。ただしその
汚染物質が以下の原因で発生し
たことを証明できる場合を除く。

(一) 不可抗力あるいは戦争。

(二) 政府あるいは政府職員
の命令に基づく行為。

(三) 被害者自身、またはそ
の汚染物質の遺漏あるいは拡散
に直接あるいは間接の責任を有
するその他の者の行為あるいは
行為怠慢。

第一段落に基づき汚染発生源
の所有者あるいは占有者が支払
う責任を有する賠償費あるいは
補償費には、その汚染物質除去
のために行政体が負担する実際
の経費金額をも含む。

第九七条。

政府あるいは国家の公共財産
である天然資源を破壊する、ま
たは消滅あるいは損傷させる、
違法な行為あるいは行為怠慢を
行った者は、その破壊された、

または消滅あるいは損傷した天
然資源の総額について、政府に
賠償費を支払う責任を有する。

第七章。

罰則。

第九八条。

第九九条に基づき命令に違反し
た、あるいは従わなかった者、
またはその命令に基づく行為を
妨害した者は一年以下の禁固あ
るいは十万バツ以下の罰金、
またはその両方の刑に処す。

その命令に違反した、あるいは
従わなかった者、またはその
命令に基づく行為を妨害した者
が汚染状態による危険あるいは
損害を発生させた場合は、五年
以下の禁固あるいは五十万バ
ツ以下の罰金、またはその両方
の刑に処す。

第九九条。

違法に国有地を侵犯あるいは
占有した者、または第四三条に
基づき規定する環境保全区域に
おいて天然資源あるいは保護文
化財を破壊あるいは破壊する行
為、または環境の質に影響する
汚染物質を発生させる行為を行
った者は五年以下の禁固あるい
は五十万バツ以下の罰金、ま
たはその両方の刑に処す。

第一〇〇条。

第四四条に基づき省令におけ
る規則あるいは第四五条に基づ
く大臣布告に違反した、あるい
は従わなかった者は一年以下の
禁固あるいは十万バツ以下の
罰金、またはその両方の刑に処
す。

第一〇一条。

汚染発生源の合法的な活動に
対する名聲あるいは信頼を損な
わせる意図をもって、その汚染
発生源の危険に関する虚偽の情
報を公開あるいは流布した者は
一年以下の禁固あるいは十万バ
ツ以下の罰金、またはその両
方の刑に処す。

第一段落に基づき情報公開
あるいは流布が新聞、ラジオ、
テレビあるいはその他のマスメ
ディアを通して行われた場合は、
その違反者は五年以下の禁固あ
るいは五十万バツ以下の罰金、
またはその両方の刑に処す。

第一〇二条。

第六五条に基づき係官の交通
機関使用禁止命令に違反した者
は五千バツ以下の罰金刑に処
す。

第一〇三条。

第六七条に基づき係官の命令
に従わなかった者は一カ連トネ
下の禁固あるいは一万バツ以
下の罰金、またはその両方の刑
に処す。

第一〇四条。

第七一条に従わなかつた汚染発生源の所有者あるいは占有者、または第七二条、第七四条あるいは第七五条第一段落に基づく地方行政官の規定、あるいは第八〇条に基づく省令に従わなかつた者は一年以下の禁固あるいは十萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一〇五条。

第七三条に基づく許可を取得しないで、管理者として、または廃水処理あるいは廃棄物処理サービスを請け負った者は一年以下の禁固あるいは十萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一〇六条。

第八〇条に基づく統計とデータの収集、記録および報告を行わなかつた汚染発生源の所有者あるいは占有者、管理者または廃水処理あるいは廃棄物処理サービスの請負業者は一カ月以下の禁固あるいは一萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一〇七条。

本法令に基づく義務を有する管理者あるいはサービス請負業者が虚偽の内容の記録あるいは報告を行った場合は、一年以下の禁固あるいは十萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一〇八条。

第八二条(二)に基づく汚染物質規制官の職務を妨害した、あるいはその命令に従わなかつた者は一カ月以下の禁固あるいは一萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一〇九条。

第八二条(四)に基づき汚染物質規制官が廃水処理あるいは廃棄物処理サービス事業の停止あるいは休止を命令した廃水あるいは廃棄物処理サービス業者、または第八二条(五)に基づき汚染物質規制官が解任を命令した管理者が汚染物質規制官の命令に違反した、あるいは従わな

かつた場合は、一年以下の禁固あるいは十萬バツ以下の罰金、またはその両方の刑に処す。

第一一〇条。

管理者を解任された者を本法令に基づき自身が設置する義務を有する排気処理設備、廃水処理設備あるいは廃棄物処理設備の管理者として雇用した、汚染発生源の所有者あるいは占有者は五萬バツ以下の罰金刑に処す。

第一一一条。

本法令に基づき施罰される違反者が法人である場合は、その法人の役員あるいは支配人、ま

たはその法人の運営責任者もその違法行為についての規定に基づく罰則を適用される。ただし自身がその違反行為に関与していないことを証明できる場合を除く。

臨時規定。

第一一二条。

本法令第十二条に基づく国家環境委員会がまだ任命されていない間は、本法令発効前に任命されていた国家環境委員会は新しく任命される委員会が就任するまで引き続き在任し、職務を行う。

第一一三条。

本法令発効日に施行されている、国家環境の質的向上および保全に関する一九七五年法令に基づき権限により発布されたすべての省令、規則、規約、布告あるいは命令は、本法令に抵触あるいは相反しない限りにおいて、本法令に基づく省令、規則、規約、布告あるいは命令が発布されるまで引き続き施行することができる。

第一一四条。

国家環境の質的向上および保全に関する一九七五年法令に基づき環境への影響の調査および防止・解決策に関する報告作成資格を有する者としての許可証取得者は、大臣がその者に本法令に基づく許可申請を義務付け

るまで、引き続き本法令に基づ
く環境への影響報告作成資格を
有する者とする。

第一一五条。

本法令発効前に提出され、國
家環境委員会事務局が審議中の
何等かのプロジェクトあるいは
活動についての国家環境の質的
向上および保全に関する一九七
五年法令に基づく環境への影響
の調査および防止・解決策に関
するすべての報告については、
国家環境委員会の審議権限を環
境政策企画事務局に移管するこ
とにより、国家環境の質的向上
および保全に関する一九七五年
法令が規定する規則および方法
に基づき引き続き審議する。

國王陛下の勅命を受けて
アナン・バンヤラチモン
内閣総理大臣

手数料表

- 一、環境への影響報告作成資
格者の許可証申請書。一部四〇
ページ。
- 二、環境への影響報告作成資
格者許可証。一年四〇〇〇ペー
ジ。
- 三、管理者許可証申請。一部
四〇ページ。
- 四、サービスマン請負業者許可証
申請。一部四〇ページ。
- 五、サービスマン請負業者許可証。
一年四〇〇〇ページ。

(おわり)

